主 文

原告らの請求をいずれも棄却する。 訴訟費用は原告らの負担とする。

事 実

第一 当事者の申立て

原告ら

「被告国との間において、原告らが郵政職員の地位を有することを確認する。被 告郵政大臣との間において、同被告が原告らに対し、いずれも昭和四三年一月一三 日になした各懲戒免職処分を取り消す。

訴訟費用は、被告らの負担とする。」

との判決を求める。

被告ら

主文同旨の判決を求める。

当事者の主張

請求の原因

原告P1は昭和二二年三月に集配員として盛郵便局に採用され、昭和三五年・ 月に大船渡郵便局勤務となり、昭和三六年九月に郵政事務官に任用され、引き続き 同郵便局に勤務していたものである。

原告P2は昭和三四年八月に臨時補充員として大船渡郵便局に採用され、事務員を 経て昭和三九年一〇月に郵政事務官に任用され、引き続き同郵便局に勤務していた ものである。

- 被告国は原告らを懲戒免職処分に付したとして昭和四三年一月一三日以降原告 らの右職員たるの地位を認めない。そこで右地位の確認を求める。
- 被告郵政大臣は昭和四三年一月一三日に原告らに対してそれぞれ「懲戒処分と して免職する。」旨の同日付辞令を交付した。 4 しかし右免職処分はいずれも違法であるから、その取り消しを求める。

抗弁

被告らは、原告主張の請求原因事実を認め、抗弁として次のとおり主張した。 懲戒事由

- 原告P1、P2の両名は、昭和四二年一一月二四日午後五時一二分頃十数名 の郵便課員と共に貯金保険内勤事務室に無断で入室し、P3貯金保険課長を取り囲 み、同月二二日に行なわれた大船渡局当局と全逓大船渡運営委員会との話合いの席 における同課長の発言に関し同人に対して「課長の発言内容に不届きな点があった。」との大声の発言などを交えながら集団の威力をもつて故なき謝罪を強要し 同課長が謝罪すべき理由のないことを説明したにもかかわらず、これを聞き入れようとせずまた同課長が同二〇分頃「君達と話合いをする気はない。」と述べて帰ろ うとするや、同課長に身体を密着させて身動きできないように取り囲み、 いに応じる。」とロロに叫んで集団の威力をもつて話し合いを強要し、 長がこれを拒否して同事務室廊下出入口まで退出したところ、なおも他の職員数名と共にこれを追いかけ、口口に「課長逃げるか、話し合いに応じろ。」「席に帰れ。」などと怒号し、ついに同局職員出入口下駄箱附近で靴を履こうとしている同課長に対し、交交「課長逃げるのか。いつでも大船渡の月が明るいと思つたら大ませばだる。」 ちがいだぞ。」と脅迫的言辞をろうした。
- 原告P2は、P3課長が同日午後五時三〇分すぎ局通用門を出てから同原告 の右脅迫言辞のこともあつて通常帰宅する場合に通る暗い道をさけて明るいほうの 道を選んで帰途についている際、右通用門から約三〇〇メートルの地点にある福富 旅館前まで執拗に同課長を尾行し、かつ、同旅館前において同課長が腕時計によつ て時刻を確認しようとした瞬間、その背後から「五時三五分だ。」と一言浴びせ、 よつて同課長をして極度に畏怖させ、その恐怖のあまり振り返りもせず同旅館に駆 け込ませた。
- (Ξ) 原告P2は、同年一二月一日午前八時四七分頃郵便外勤事務室において、P 4郵便課長が約二○名の郵便外勤員に対して同人らが「団結全逓」と記した腕章をし て作業しているのをみてその腕章を外すように指示したところ、同課長に対して 「課長何をいうか。根拠を示せ。」と叫んで詰め寄り、これに乗じて作業を中断し て同課長のもとにきたP5と共に激しく抗議を続け、同課長が同原告に対して「君は

勤務外の者であるから職場から出なさい。」と再三にわたつて退去を命じたにもか かわらず、これに従わないばかりか、かえつてメモ用紙を同課長の目の前に突き出して「課長いまいつたことを書いたからこれに判子を押せ。」と激しく詰め寄り、 これをみてP6局長が同原告に退去を命じたが、さらに局長に対して「やかましい。 局長こそ出ていけ。」と暴言を浴びせて、同局における業務の執行を妨害した。

原告P1は、同日午後四時四〇分頃P7委員長、P5ほか約一〇名の郵便外勤 員らと共にP4課長を取り囲み、同日原告P2の年次休暇請求が不承認とされたこと に関して「本日のP2君の年休不承認について協約違反の疑いがあるから団交しよ う。」などといつて話合いを強要し、同課長が「不承認とからんで他日振替してい ないのは君達の要望があつたから。」と答えるや、「全逓をなめるのか。協約をど う考えるか。」と叫んで騒ぎ立て、P6局長及びP4課長の退去命令をも無視して同 課長の執務を妨害した。

原告P1、同P2は、同日午後六時三五分頃P5、P7委員長ほか郵便課、貯 金保険課及び庶務会計室の職員約一〇名と共にP4課長を取り囲み、前記同様年次休 暇の件に関し執拗に抗議し、同課長、P6局長らの再三の解散命令を無視して午後六

時五三分ごろまで騒ぎたてて同課長の執務を妨害した。 (六) 原告P1は、P7委員長とともに同年一二月二日午前八時三五分頃郵便課外 勤主事席附近において、P4課長が郵便外勤員に向かつて静かに仕事をするようにな どと注意していた際、同人に対して前日の年休請求不承認の件に関して話合いに応 ずるよう要求し、原告P2はP8、P5ほか数名の組合員と共にこれに助勢した。そこでP6局長、同課長らが原告らに対して労務に服するように命じたが、原告らはロタ に「局長団交を無視するのか。協約違反は重大問題だ。団交の窓口を開け。」などと執拗に抗議をくりかえして約九分間にわたつて欠務をし、かつ、原告P2は同課長 に対して「この野郎」と叫びながら腕組みした両肘で同人の胸部附近を数回突いた り押したりして、同局における業務の執行を妨害した。

原告P2は、P5、P9らと共に同日午後一時五分頃郵便外勤室において、P 4課長が市内各区の外勤員八名に対して「本日は二号便を組み込まないから一号便の 持ちもどりを持つて準備でき次第出発しなさい。」と命じた際、同課長に対して 「そんな馬鹿なことがあるか。結束表どおりやれ。」と叫んで右外勤員にけしかけて自らも右命令に従おうとせず、かさねて同課長が市内第六区道順組立台附近から課長の指示どおり作業するよう命じたところ、他の郵便外勤員一名と共にほしいま まに作業を中断し、すでに再三にわたり退去を命ぜられていたP10も加わつて、同 課長に詰め寄り抗議をくりかえし、そこで右状況を目撃した当局側管理者で仙台郵 政局から派遣されたP11課長が直ちに市内第六区道順組立台附近に赴き、P4課長に 抗議している原告以下五名に対し郵便課長の指示に従つて仕事するよう命ずるや、 両肘で同人の胸部や腹部を小突きながら郵便外勤室東側窓際に押しつけ、さらに原 告P2において同課長の足を蹴るなどして、集団暴行を続け、その間P6局長及びP3課長の再三にわたる制止、就労命令を無視し、その間約一〇分間欠務して、同局に おける業務の執行を妨害した。

原告P2は、同日午後一時二〇分頃右外勤事務室において、P7委員長及び (八) P10が再三にわたる管理者の退去命令を無視して退室を肯んぜず、かさねてP6局 長、P4課長らが右両名に対して再度退去を命じた際右P5らーー、二名と共に同課 長を取り囲み、口々に「課長うるさい。出ていけ。」などと暴言を浴びせながら、 原告P2、P5、P9、P10、P7委員長の五名においてそれぞれ腕組みした両肘で同 課長を押して室外へ押し出そうとする集団暴行を敢えてし、その間P6局長らの再三 にわたる制止、就労命令を無視して右暴行を続け、約五分間欠務して、同局におけ る業務の執行を妨害した。

原告P1は、同日午後四時一五分頃P8と共に郵便外勤主事席わきで前記P 11課長に対し「お前はだれだ。帰れ、帰れ。」と暴言を浴びせ、同課長から黙つて 仕事をするよう命ぜられたがこれに従わず、なおも「さつき何をいつた。馬鹿とは 何だ。」と抗議し、原告P2は、P7委員長、P9、P5、P10外二、三名の郵便外勤 員と共にこれに加わり、同課長を取り囲んで「課長あやまれ。」「さつきいつたこ とを取り消せ。」「帰れ。」などと叫びながら集団の威力をもつて抗議し、P6局長

及びP12庶務会計長から解散を命ぜられたがこれを無視して解散せず、同課長が 「あやまる必要ない。」と答えるや、「なに、この野郎」「あやまれ」 「帰れ」と 口々に叫びながら腕組みした両肘で同課長の胸部を小突いたり押したりして集団で 暴行を加え、かつ、P9、P5らとそれぞれ「大船渡の海は深いぞ。」などと同課長 に対し脅迫的言辞をろうし、さらに原告P1において会計長に対して「ちび助野郎」 と暴言を浴びせ、原告P1において約二〇分間、原告P2において約一八分間それぞ れほしいまま欠務して、同局における業務の執行を妨害した。

原告P1、P2の両名は、同年一二月三日午前八時三〇分頃郵便外勤事務 (-0)室においてP4課長から速やかに更衣するよう命ぜられるや、こもごも「うるさ い。」「出ていけ。」「人の更衣するところをみるのは人権じゆうりんだぞ。」 「課長こそ仕事しろ。」などと暴言を浴びせ、速やかに更衣して就労しようとせず、それぞれ同三七分ごろまでの約七分間欠務した。____

(一一) 原告 P1、 P2は、同日午前八時四七分頃郵便外勤室において、 P10 (当 日週休)、P13 (当日勤務開始時刻午後〇時五〇分) が無断で入室し、P6局長、P 12会計長、P11課長及びP4課長らの退去命令を無視して同室内を徘徊し、かつ、以 前から入室していたP7委員長とともに退去を命ぜられるたびに、いちいち反抗的態 度を示し、また郵便外勤員に対して作業を指示するP4課長をやじつたり抗議したり し、さらにP13において作業中の郵便外勤員の一人一人に「管理者の言動を詳しく メモしてくれ。」といつてメモ帳を手渡し、P6局長及びP4課長から退去を命ぜら れるたびに「うるさい。」「局長や課長こそ帰れ。」と暴言を浴びせていた際、右 P5ら三名の言動と並行してP8、P5らと共同して、右P5ら三名に対する管理者の 退去命令が発せられる都度ロロに「うるさい。」「局長帰れ。」「課長出てい け。」「管理者挑発するのか。」などと暴言を浴びせ、原告P2において就労するよ うP4課長から命ぜられるや、同人に対して「課長酒を飲んで酔つぱらつているから ハツスルしている。」などと暴言を浴びせた。

(一二) 原告P1、P2の両名は、同日午前八時五七分頃郵便外勤事務室におい て、P6局長がP7委員長に対し「委員長は二万通物だめするといつたが、四万の大 て、P6局長のもとに押し寄せ、P7委員長以下約一〇名の郵便外勤員と共に局長を 取り囲み、それぞれ、「局長、この野郎挑発するのか。」「局長、出て行け。」な どと暴言を浴びせ、腕組みした両肘で同局長を室外に押し出そうと試み、かつ、局 長を救出しようとしたP4課長、P11課長及びP12会計長をも取り囲み、それぞれ腕 組みした両肘で室外に押し出そうとし、同課長ら三名の制止並びに就労及び退去命 令を無視して右管理者の胸腹部を小突くなどして集団暴行を加えた。

(一三) 原告P1、P2の両名は、同日午前九時過ぎ同所において、右(一二)の 集団暴力行為等により郵便物の道順組立作業が遅れたためP4課長が郵便外勤員に対 して郵便物の組み立てを早くするよう命ずるや、原告P1においてその都度「うるさ い。出ていけ。」と暴言を浴びせ、絶えず雑談し、たばこをすい、お茶を飲み、あ るいは郵便外勤室に出入りし、原告P2において郵便物の道順組立て作業の能率をこ とさら著しく低下させ、これを同課長に注意されると「うるさい。」と暴言を浴びせ、重ねて注意されると作業を中断してメモを書き、作業の能率をことさらに低下 させた。

原告P1は、同年一二月四日午前八時三〇分頃から午前九時一〇分頃まで の間郵便外勤室において他の外勤職員らと共にP6局長・P4課長又はP12会計長か らそれぞれ作業指示命令などを受ける都度、「うるさい。」「出ていけ。」「局 長・課長、仕事をしろ。」などといい、また同課長の目の前に郵便物を突き出して 「これをなんと読むか、課長だから何でも知つているだろう。」などともいつて、 それぞれ故意に作業を中断し暴言を浴びせた。

(一五) 原告P1は、同日午前九時一〇分頃郵便外勤室において、郵便内勤のP 13が入室してきてP4課長に対し「P14さんが頭が痛いといつているのにいつたいど うするんだ。」と激しく抗議し、同課長が「君に関係ないから下(郵便内勤室のこ と。) で仕事をしなさい。」と命じていた際、P13、P8、P5、P9らと共に、その 作業を中断して同課長に対し「課長、なんで年休を認めないのだ。人権じゆうりん だぞ。」と集団の威力をもつて抗議し、同課長、局長の再三にわたる就労命令を無 視して午前九時一八分頃まで欠務した。 (一六) 原告P1は、同日午前九時二一分頃無断で離席しようとしてP4課長に注

意されるや、同人に対しては「くそに行く。」といつて郵便外勤室を出たにもかかわらず、同二四分頃まで貯金保険外勤室に入室して約三分間欠務した。

原告P1は、P8、P5、P9と共に、同日午前九時二五分頃郵便外勤室に おいて、管理者がP11課長一人だけになるや、作業を中断して同課長を取り囲み、 「大船渡の海は深いぞ。」「今は誰も管理者がいないぞ。」「何をしてもわからん ぞ。」などと脅迫的言辞を弄しながら同課長を室外に押し出そうとして腕組みした 両肘でその身体を押すなどの集団暴行を働き、さらにP9が同課長を出入口附近まで 押し、室外の様子をみて原告P1らに対し「まだだれも来ないぞ。今のうちだ。」といって暴行行為に出るよう煽動的言辞を弄し、このため同課長が身の危険を感じて自ら室外に脱出した同三〇分頃まで約五分間欠務した。

原告P1は、同日午前九時五〇分頃郵便外勤室において、P4、P11両課 長が作業状況の監督のため郵便外勤室に入室するや、P8、P5、P9らと共にP11課 長に対し「出ていけ。」といい、P9において右両課長に対し「帰れ、課長仕事をし ろ。」といつてそれぞれ暴言を浴びせ、そのうえ右両課長から注意され、あるいは作業指示を受けると、その都度やじるなどして暴言を浴びせ、離席してお茶を飲み、煙草を喫い、あるいは雑談するなどして作業を中断し、またP4課長が郵便外勤 員に作業指示をする都度、これに口を出して同課長の業務命令の発出を妨害し、P 11課長から「組立を早く終了して出発しなさい。この位の物は私の経験では四〇分 も組立時間はいらぬ。あなたは主任ではないか。他の職員を指導する立場にあるに かかわらず、作業態度はもつとも悪い。」と注意されると、「課長、郵便を知つているんだな。俺は死人ではない。」などと悪口雑言を浴びせるなどして、当日の組込郵便物がわずか一八〇通位であつたのに持ち戻り郵便物六〇通を生ぜしめた。 (一九) 原告P1は、P7委員長、P15ら十数名の職員と共に同日午後四時五〇分頃庶務会計室前廊下において、P3課長を取り囲み、貯金保険課外勤員に対する年休 不承認の事由に問題があるとして集団の威力をもつて抗議し、P6局長の解散命令を

無視して同五八分ごろまで抗議を継続した。 原告P1、P2の両名は、同日午後五時頃局長室において、P7の「皆入 れ」の指示に応じて同局職員一八名とともに局長室に不法に入室し、管理者の退去命令を無視して退去せず、これら管理者五名をそれぞれ五、六名ずつで取り囲み、 ロロに「事態収拾のため窓口を開け。」「何故年休を承認しないのか。」などと同 - 五分ごろまで集団の威力による抗議を継続した。

(二一) 原告P1、P2の両名は、P7の誘導のもとに、約一二名の同局職員ととも に同日午後六時二〇分頃庶務会計室に押しかけ全員でP12会計長を取り囲み、その 直前同会計長が右P7ほか二名の同局組合役員から話し合いの要求を拒否して執拗な 抗議を受けながら、右組合役員の一名の「ちび助の癖にいばるな。」との暴言に対 し「でんすけ、何をいうか。」と応酬したことに関し、ロロに「でん助とは何事か。」「取り消せ、謝れ、運営委員長を侮辱するのか。」などと叫んで、同会計長に対し故なき謝罪方を要求し、同会計長及びP6局長からの再三にわたる退去命令に 従わず、その際原告P2及びP8において同会計長の腰を下ろしている椅子を足で押 えて立ち上がれないようにして会計長の身体の自由を奪つたうえ、耳もとに口を寄 せるなどして執拗に抗議を続け、同日午後六時三九分頃まで騒ぎたてた。 (二二) 原告P1は、同年一二月二四日午前九時頃郵便外勤室において

が郵便外勤員二〇名に対して個別に同日の超過勤務を命ずるや、右外勤員のうち-二名の者とともに「クリスマスであるから」「都合が悪い。」「教会にいく。」 「るす番」などを理由にこれに従えない旨を申立て、さらに同日午後三時五〇分頃 同所において、同課長が特にP12会計長立会いのもとに右一三名の郵便外勤員に対 して「右申立ての理由は時間外労働協約第四条に定める事由に該当しないから当該 超過勤務命令を受けるよう」個別に命じていた際、同課長に対して「今日に限り何 故立会いをつけて超勤の再命令をするのか。クリスマスとか用事があるからということは協約第四条の本人の重要と認められる事項に入る。こういう官のやり方はわれわれを刺戟するからやめてくれ。」などと異議を唱えながらついてまわり、同課長が「三六協定が締結されており、しかも年末の最繁忙期で郵便物も多いときに、 クリスマスであるとか、都合が悪いとかだけで拒否することは労働者の義務違反で はないか。」というや、「あえて挑戦するのか。やるならやつてみろ。トラツクは いくらでも入れろ。分会長としていうが、年賀は管理者でやれ。」などと暴言を浴 びせて事務室内を騒然とさせ、他の十数名の郵便外勤員と共に同日午後四時一五分 頃まで集団抗議を続けて約二五分間欠務した。 (二三) 原告P1は、同年一二月二五日午前九時頃郵便外勤室において、P4課長

が超過勤務者に支給する補食に関して同原告と話し合つていた際、大船渡運営委員 長P16が作業中の郵便外勤員に対して「本日は補食しないようにしろ。」と発言し て退室したため、同課長が「何をいうんだ。」と同人の発言を追及しようとあとを 追つて同室前廊下に出て同人を詰問しようとするや、P9ほか数名の職員と共に同課 長を取り囲み、「課長、暴言を取り消せ。補食のことで話し合いしろ。」といつて 集団の威力をもつて抗議し、再三にわたる同課長、局長の就労命令を無視して抗議 を続け、約四分間欠務した。

(二四) 原告P1は、同日午後五時一〇分頃郵便外勤年賀区分室において、P4課長が郵便外勤員に対し「補食は宿直室で、時間は一七時三〇分から一八時まで、休 憩、休息時間を利用して食べてください。」と指示するや、郵便外勤員一名と共に 同課長に対し「休憩時間は労働者が勝手に使う時間だ。課長からめしを食えといわ れる筋合はない。」などといつて集団の威力をもつて抗議し、なお休憩休息時間が 終了したのちも就労しないでお湯を飲み、そこで同課長が同日午後六時五分頃就労 を命ずるや、これを無視して就労しないばかりか、同課長に対し「なに、お湯をぶつかけられたいのか。」と二度にわたつて脅迫的言辞を弄し、さらに同室前廊下に おいてP9外約一〇名の郵便外勤員と共に「休憩時間に飯を食えとは何事だ。」など といつて集団の威力をもつて抗議し、再三にわたる同課長の就労命令を無視して就

労せず、約一七分間欠務した。 (二五) 原告 P 2は、同年一二月二六日午前九時五〇分頃郵便外勤室において、自 ローカー 原言 P213、同年 - - 月 - ハロ 〒 前 2 からままで、ここに対する担務指定が混合 C とすべきところ混合 B と誤指定されたものであることに気づくや、にわかに騒ぎ出し、P4課長から「誤指定は手落ちであるが、すでに混合 C 勤務には別の郵便外勤員がついているから担務指定どおり混合 B 勤務に服するよう」にと命ぜられたにもかかわらずこれを拒否し、同課長に対して「担務を誤指よう」にと命ぜられたにもかかわらずこれを拒否し、同課長に対して「担務を誤指 定した責任を取れ。おれは課長がなんと言おうとC勤務をやるんだ。」と抗議し、 そこで同課長から命令どおり仕事をするよう命ぜられると、血相を変えて詰めよ り、「おれはやらない。」といつて頑強に拒否し、ついにP6局長及び同課長が「業命違反として相当処置する。」などと通告するや、腕組みした両肘で同課長の胸を 突くような格好をしてなおも抗議を続け、さらに仙台郵政局郵務部管理課から派遣 されたP17課長補佐から「課長のいうとおり仕事をしなさい。」と命ぜられるや、 これをも無視して従わず「おめえ何もわからないで余計なことをいうな。」と暴言 を浴びせて同課長補佐に詰め寄つた。

(二六) 原告P1は、右(二五)の抗議の際、P9らと共に、作業を中断したう え、P6局長に対し「局長、事情もわからないくせに余計な口出しをするな。」など といつて集団の威力をもつて抗議し、「さあ局長、出て行つてくれ。」と暴言を浴 びせながら局長の胸に手をあてて押し、これと並行して局長のかたわらにいたP 12会計長をも同様に手のひらで押し、同局長及び会計長の再三の制止を無視してこ の両名を市内一区道順組み立て台前から外勤主事席前あたりまで押しまくるなどの 集団暴行を働いた。

2 非違行為性

原告らについて、右(一)から(五)まで、(一一)、(一四)、(一八)、(二一)、(二三)、(二四)の各所為は国家公務員法八二条一号、三号に、右(六)から(九)まで、(一〇)、(一二)、(一三)、(一五)から(一七)で、(二二)、(二五)、(二六)の各所為は同条各号に該当する。 (一〇)、(一二)、(一三)、(一五)から(一七)ま 3 懲戒免職処分の相当性

事件発生にいたる経緯

- 昭和二七年大船渡市制の施行(旧大船渡町と旧盛町を中心とする二町五村 (1) の合併)に伴い、同一行政区域内に集配事務を取扱う大船渡郵便局と盛郵便局の両 局が存在することとなり、その結果郵便物の受渡しのロス、誤送等配達事務に重大 な支障を来したのを是正し、郵便物の配達の正確迅速化を期するため盛局の郵便区 を大船渡局に吸収し合理化する必要があつたところから、昭和三五年――月当時集配特定郵便局であつた大船渡局は同じく集配特定郵便局であつた盛局の郵便区を統 合して普通郵便局に種別が改定され、昭和三八年七月分課(郵便課、貯金保険課) が設置され、昭和四二年九月定員六〇名の郵便局となつた。
- 右の統合に際して、郵政省においては、事業の正常な運営を確保するため の前提となる人員配置については要員算出基準(全国の郵便局の人員配置基準)な どにより適正な人員配置をした。この点については仙台郵政局と全逓東北地方本部 との間にも右統合に関する話合いが行なわれ、昭和三五年一一月一日両者において 了解に達している。そして郵便外勤関係の要員配置については集配区画の合理的設

- 定(区内の人口、戸数、地況、通信力、配達料程等を勘案して統合時の昭和三五年 一一月には市内区五個区、市外区八個区であつたが、同三六年には市内区六個区、 市外区九個区と市内外区を各一個区増区し、同三七年に市内区を一個区、同四二年 には更に市内区一個区増区している。)とあいまつて、昭和三六年以降昭和三九年 までの間において合計一〇名の増員を行なつた。この増員は同局の実際の郵便物の 便別物数、配達個所等を基礎にして全国的に定められているところの「郵便集配要 員算定基準」により適正になされたものである。
- (3) 大船渡局は右の統合の直前昭和三五年五月二四日のいわゆるチリ地震津波によつて被災した際配達地図、居住者名簿、配達順路図等の資料が冠水する等して完全なものとなつたが、その後復旧補修され使用されていた。そして居住者名簿については昭和四一年一〇月全面的に書き替えられて完全に整備された。配達については昭和四〇年二月一応作成され、それは必ずしも完全でなかつたが、年質郵便物の処理に当たつては多数のアルバイトがこれを活用し、特に不便を感ずるものではなかつた。更に昭和四二年大船渡郵便局独自のものとしての配達順路図等の資料を作成した。また大船渡郵便局管理者はチリ地震津波の被害を受けた住民が沿岸から山手に移行していつたことによる従来の配達状況の変化及び右統合による職員の配置換に伴う職員の通区(配達区内の配達について熟練すること。)能力の偏差等を克服し郵便物の迅速正確な配達を図るため、通区訓練を行うなど郵便物配達の円滑化に努めてきた。

ること。)に関する組合分会との話合いが再び円滑を欠きまとまらなかつた。 (二) 昭和四二年年末闘争期間中の行為 昭和四二年一一月ごろから一二月ごろにかけて、全逓は勤務時間の短縮、労務政 策の変更、年末手当の増額等の要求を掲げていわゆる年末闘争を実施したが、郵政 省は組合が集団抗議、休暇戦術、電撃的物だめ等の戦術を駆使するおそれがあると 判断し(右の闘争戦術はその後現実に実行された。)、郵便集配業務の正常な運行 を確保するために同局の郵便課長その他の管理者および仙台郵政局から派遣された 貯金部 P11 管理課長を大船渡局郵便課事務室等に赴かせて郵便課員に対する業務上 の指導、作業状態の把握をするなどし、また勤務時間中はオルグを特にきびしく排 除することとした。他方組合は地区本部からP7地区本部執行委員長をオルグとして 派遣し、また勤務時間外の分会役員等を郵便課事務室等に赴かせて管理者の業務上 の措置、言動を監視し記録するなどの方法をとつて、これに対抗した。

年末繁忙期間中の行為

全逓大船渡運営委員会の所属する全逓気仙地方支部は全逓岩手地区本部の各支部のうちでもつとも早く、昭和四二年一二月六日郵政省側との間にいわゆる「三六協定」を締結して右の年末闘争を終了したが、大船渡郵便局においては年末首郵便業務運行計画、補食その他年末首繁忙期における労働条件に関する労使間の話合いは田湯に進まず、同繁忙期間中まったごとに労使の対立紛争が発生し、同日二八日地 円滑に進まず、同繁忙期間中もことごとに労使の対立紛争が発生し、同月二八日地 区本部役員のあつ旋によつてようやく解決したが、右の紛争期間中原告両名は前記 のような非違を行なつたものである。

原告らの経歴

原告P1は、昭和二二年三月盛郵便局に集配員として採用され、同三五年一一月大 船渡郵便局勤務となり、同三六年九月郵政事務官に任命され、同三六年一〇月大船 渡郵便局主任、同三八年七月には同局郵便課主任(郵便局組織規程改正による)を それぞれ命ぜられたが、その間全逓気仙地方支部に所属し、昭和三七年一〇月から 同三九年八月まで同支部大船渡分会書記長、同三九年八月同支部執行委員に選出さ れ、同四一年八月同支部執行委員に兼ねて同支部大船渡運営委員会副運営委員長に 選出され、同四二年七月同支部大船渡郵便課分会長、兼ねて同支部大船渡運営委員 会副運営委員長に選出され、以来本件処分当時まで右地位にあつた。そして同原告は書留郵便物を所在不明にするなどしたことを理由に昭和三一年二月二日一か月間本俸の一〇分の一を減給する旨の懲戒処分を受け、さらに勤務時間中上司に抗議を 行ない自己の集配事務の出発を遅延したり勤務時間中自宅に立寄り職務を怠たり、 上司に粗暴な行為をなしたり、他の外務員に対し、勝手な指示をなして配達事務を 遅延させるなどしたことを理由に昭和三九年七月一七日停職六月間の懲戒処分に付 され、そのつど将来を厳重に戒められていたにもかかわらず、またしも本件非違行 為をかさねたものである。

原告P2は昭和三四年八月臨時補充員として採用され、同三五年六月事務員として 大船渡郵便局勤務を命ぜられ、同三九年一〇月郵政事務官に任命されて同局郵便課 勤務を命ぜられたが、その間全逓気仙地方支部に所属し、昭和三八年七月から同三 九年八月まで同支部大船渡分会副分会長、同四一年八月から同四二年七月まで同支 部大船渡郵便課分会分会長、同四二年七月同分会副分会長に選出され、以来本件処 分当時まで右地位にあつた。

以上の背景的事情に前記非違行為の態様、程度、頻度その他諸般の事情を総合勘 案すれば、原告らに対しては懲戒免職処分が相当である。

抗弁に対する原告らの主張 懲戒事由についての認否

懲戒事由(一)について

原告両名が同日P8のほか数名の組合役員とともにP3課長に対して話合いを求め て貯金保険課に赴いたことは認めるが、その余はすべて否認する。なおその時刻は 午後六時すぎのことであるが、被告ら主張の時刻に原告両名が貯金保険課に赴いた ことはない。P3課長は原告らの求めに応じて話合いを開始したが、中途で一方的に 打切り同室から退出していつた。原告らが同課長の退出を妨害したり被告主張の言 辞を弄した事実はない。なお被告ら主張の言辞は「揶揄的」であつても、「脅迫 的」なものとは思われない。すなわち同月二二日の局側と運営委員会との話合いに おいて、休憩時間における鍵の授受の廃止と過去に休憩時間中に授受を行なつたも のについてはその補償を求める問題について申入れをしたところ、P3課長が「おめ 一ら、そういうことをいうが、郵内のやつらなど遅刻はするし、時間中にたばこや お茶を飲んだり、雑談しているのは賃カツしなきやならん。文句があるなら出るところへ出ろ。」といいだし、さらに「こんなことをしてもしようがない。やめた、やめた。局長退場、退場。」と叫んで他の管理者を促し、率先して退場していつた ため具体的交渉が全くなされなかつた。このP3課長の言動は同月二四日午後四時三 五分から開かれた郵便課分会集会で問題となり、同課長にその真意をただし、場合 によつては抗議することとし、代表として原告両名を含む組合役員が貯金内勤室に 赴いたものである。組合側では主として原告 P 1が発言し、二二日の交渉打ち切りの 際の言動について質問し、同課長もはじめのうちはこれに応酬していたが、そのう ち、突然席を立ち、「用があるから帰る。うそだと思つたらついてこい。」といい

ながら退室し、廊下から通用口へ向つた。その頃通用口の附近は集会を終つて退庁 しようとする数人の組合員が靴をはいていたが、同課長はこれらの人々を突きとば すようにして靴をはき外へ出ていつたのである。

(二) 同(二)について

否認する。原告P2は右1のようにP3課長が話合いを一方的に打ち切つて退出する際に「用があるから帰る。うそだと思つたらついて来い。」といつでで、本でいて、大き福富旅館の前にきたところで、はないである。そして福富旅館の前にきたところで、同課長が同族館に用があることが分つたので、時計を見て「六時三〇分ですね。」といて立ちままれたのもりである。」といって立ちまれたのは、管理者らが「現認」と称して、組合員の言動を監視してもありを告げたのは、管理者らが「現認」と称して、自課長は大船渡局を出たところら原告P2が追つてきていることを知つていた。したがつて原告P2は同課長をとしたものではないし、時刻を告げられても同課長が「恐怖心」を抱くことを見したものではないことである。福富旅館では年末首繁忙期に学生アルバー同課長が「恐怖心」を担ていていたのでありまないことである。福富旅館では年末首繁忙期に学生アルバー同課長はその情に赴いたのであって、原告P2から逃れようとしていたのであるため同旅館に赴いたのであって、原告P2から逃れようとしていたのでよい。同課長はそのまま同旅館に入り右会合に出席して飲酒し、午後八時頃局長時間ではない。同課長はそのまま同旅館に入り右会合に出席して飲酒し、午後八時頃局長日ではない。同課長はそのままに同旅館から退出していった。

(三) 同(三)について

P4課長が郵便外勤事務室において腕章をつけて作業していた組合員に対し取りはずしを指示したこと、これに対し原告P2がこの指示を不当と主張して同課長に対したこと、原告P2がメモ用紙に腕章取り外し命令を出した旨を書いて同課長に対ってを発したことを承認する意味の押印を求めたことは認める。その余は否別は高いたものである。当日原告P2は午前一〇時からの勤務であつたので、組合のの情により三六無協定に伴い予想される管理者の法令・協約・慣行違反の行為あるの体想を監視する目的で郵便外勤員が勤務に就くころいら郵便外勤章の取りしていたところ、同課長が記されて管理者の法令がありたので、これに抗議しよりであるが、であるが、同課長が記されていては、できず、「そんなこと知るか。文句がありや出るところの闘争の内しをおいてがあるが、正当な民間の問事戦術のひとつであるが、原告P2はP4課長の命のおと考え、命令を発した事実を同課長に認めさせておくことが必要に対して指導していた戦術のひとであるが、原告P2はP4課長の命のある法とであると考え、命令を発した事実を同課長に認めさせておくことが必要とであると考え、命令を発した事実を同課長に認めさせておくことが必要とであると考え、命令を発したのである。そして腕章の着用を適法とであるときないては、取り外しを命ぜられても組合員がその根拠を質されていた事態のことである。

(四) 同(四)について

原告P1が原告P2らの年休不承認につきP4課長に対して団体交渉の申入れをしたこと、P7委員長が同席していたことは認めるが、その余はすべて否認する。時刻は午後四時二〇分頃のことである。原告P1は配達から帰局した際P7委員長とP4課長とが年休問題で話し合つていたので団交を申し入れたものであり、同課長はこの申入れに応じた。なお組合が年休の他日振替えをしないように一般的に要望した事実はない。したがつて他日振替をしないで不承認にすることは許されず、この問題について団交を申し入れるのは当然であり、このとき同課長が執務していても業務を妨害したことにはならない。なお同日午後四時四〇分頃には郵便課分会集会が会議室で開催されており、組合員はこれに出席していて同課長のもとには赴いていない。

(五) 同(五)について

原告両名らが同時刻ごろP4課長に対して話合いを求めたことは認めるが、その余はすべて否認する。話合いの要求に対して同課長は組合側が少人数にすることを求めたので原告両名、P18、P10の四名で課長席において話合いを開始し、他の者は課長席から離れたストーブのそばで暖をとりながら黙つて話合いの様子をみていた。しかし組合側の説明にもかかわらず、同課長の態度は一向に変らないので、P7委員長の指示により翌日再度団交することにして解散した。P6局長は団交している途中で同室に入室し団交の様子を見ていたが何も発言しなかつた。

(六) 同(六)について

原告P1がP4課長に対し年休問題につき団交を申し入れたことは認めるが、その 余はすべて否認する。原告P1は前日夕方のP4課長との団交の経緯があつたので、 更衣を終るとすぐ同課長に対し団交の申入れを行なつた。しかし同課長はこれを無 視してとりあおうとせず、そばを通りかかつた組合員が見かねて同課長に「団交し たらどうだ。」などというと「黙つて仕事をしろ。」と怒鳴りつけたり、あるいは P7委員長の退室を要求して大声を張りあげたりしていた。またそのころ原告P2は 同課長が大声で怒鳴り散らすので「静かにして下さい。仕事の邪魔になります。」と注意したところ、同課長は、「お前に関係ない。」といつて腕組みした身体でつつかかつてきたこともあつた。しかし原告P1とP7委員長の要求の結果午前九時二 分になつてようやく窓口交渉を開く話合いがつき、組合側はP19、P16、局側は会 計長の双方間で庶務会計室において話合いがなされた。ところが同会計長はこの話合いの組合側の書記役にP20が参加していることを問題にして同人に退室を要求 これを口実にして話合いを打ち切つたためついに団交は開かれなかつた。大船 渡局においては団交を開く場合には交渉申入れに基づき双方の窓口担当者の間で議 題、交渉日時、交渉参加者などについての事前の交渉(すなわち窓口交渉)がなさ ここで合意ができると、それに従って交渉が行なわれることになるが、ここ 合意ができないと交渉は開かれないこととなつていた。そして窓口交渉および交渉 申入れについては勤務時間中になされるのが慣例であつた。原告 P1の勤務時間中の 交渉申入れは慣例に従つたものであるから被告らの不就労の非難は当らない。原告 P1らの申入れの結果窓口交渉が開かれたことは局側も原告P1の年休不承認問題に ついての申入れを拒否し得ない性格のものと判断したことを意味すると同時に原告 P1の交渉申入れが正当なものであることを局側も承認したことを意味する。

すべて否認する。P11課長は午後一時七分郵便課事務室に入室したが、同課長はそのとき原告P2がP4課長に対し組合員P21に有給休暇を与えるように頼んでいるのを見つけ、いきなり原告P2を「何をしているんだ。仕事をしろ!」と怒鳴りつけた。しかし原告P2にとつてはP11課長が初対面であつていかなる地位にある人かも知らなかつたので、「事情も判らずに何を言うのか。」と抗議して仕事についた。ところがそこへたまたま休憩時間のため室内にいた組合員P22が置き忘れたたばこ

同(七)について

をとりに入室すると、同人に対してもいきなり「貴様何をしている。仕事をしろ。」と大声で命じた。しかし、同人もP11課長とは初対面であり、どのような地 位にある人かも知らなかつたため、「俺は休憩時間だ。仕事をしろとは何だ。一体 あんたは誰だ。名前を言え。」といい返したが、同課長は再三にわたり就労を命ず るので、同人は「俺は休憩時間中だ。何をいうんだ、謝れ。」というと、同課長は 「何をこのばかやろう。謝れだと。」と怒鳴つた。同人は同課長の言葉に憤慨し、「ばかやろうとは何だ。謝れ。」とせまり、そばにいたP7委員長も謝罪を要求すると、同課長は激昂し、「このやろう。俺を誰だと思つているんだ。」とわめきながら、そばにいた組合員をつきとばして退室していつた。この間原告P2はその持ち場 の区分作業台で作業をしていて、同課長のそばには行つていない。いつたん退室し たP11課長はまもなく局長、会計長を伴つて入室し、P22ほか二名の組合員の氏名 を確認させていた。ところが本件懲戒処分発令後の昭和四三年二月六日原告両名、 P22、P10、P5、P9の六名の組合員が管理者に対する暴力行為を理由に逮捕さ れ、P22、P10、P9の三名の局内用スリッパが証拠物として押収された。六名のうち原告P1の被疑事実は本件懲戒処分発令後の抗議行動にかかわるものであつたが、 他の五名の被疑事実はいずれもP11課長に対して集団暴行を加え、足に裂傷を負わ せたというものであつた。しかし事件の送致を受けた盛岡地検一関支部は全員を不 起訴処分にした。このことは被告らの主張する同課長に対する暴行なるものは少な くとも、原告P2については全くの虚構であり、後日ねつ造された事実であることを 示すものである。なぜなら第一に原告P2のスリツパがP22らのスリツパと共に押収 されなかつたからである。このことは少なくとも同課長は原告P2が足を蹴つたとははじめから考えていなかつたこと(少なくとも捜査当局に対しては、そのような供述をしていなかつたこと)を意味する。第二に仮りに被告ら主張のとおりの暴行傷害の事実があつたのならば、検察官が不起訴処分にすることは常識的にも考えられる。 ないからである。以上述べたとおりP11課長とのトラブルはP22に対する同課長の 粗暴な態度に起因するものであり、被告らの主張する二号便組込み命令とは直接関 係はない。しかし右の二号便組込み命令についての被告らの主張も事実と異なる。

すなわちP4課長は午後の配達(二号便)の準備をしている組合員に対して順次個別に指示を発していき、原告P2を含む数名に対しては組込まないように指示をした

が、逆に組込むように指示されたものもいる。同課長の指示に対し、組合員の一部にはそれぞれの配達区の実情を指摘して反対意見を述べたものもいるし、P9のよう に同課長がその意見を採り入れて指示を変更した例もある。原告 P 2 は同課長の指示 どおり二号便の組込みはしていない。

(八) 同(八)について

否認する。被告ら主張の頃P4課長がP23の耳もとに口を寄せて大声で「この気違い野郎」とどなりつけたり、またP24を突きとばす暴力を振つたりしたので、そのことにつきその都度原告P2ら組合員が同課長にきびしく抗議したものであつて、同 課長のかかる振舞いに対して組合員が抗議するのは当然である。しかし同課長を室 外に押し出そうとしたことはない。

同(九)について

すべて否認する。原告P1は配達から帰局した午後四時頃郵便外勤事務室のたまり 場で暖を採つていたところ、P11課長と会い、P8と共に互いに初対面の挨拶をかわ したことがあるにすぎない。そして同原告は特殊郵便物の授受を行なうためすぐに 同課内勤事務室へ下りて行つた。被告ら主張のようなトラブルは全然なかつた。 (一〇) 同(一〇)について

午前八時三〇分の勤務開始時刻になると直ちにP4課長が更衣中の原告P1らに対 し就労を急がせる趣旨の発言をしたことは認めるが、その余は否認する。全逓と郵 政省との間においては作業開始前五分程度の更衣時間を認める旨の確認がなされて おり、かつ、大船渡局においては慣行として一〇分程度の更衣時間が認められてい たにもかかわらず、P4課長は当日は勤務時間になると直ちに休憩室において更衣中の郵便外勤職員に対し「いつまで何をしているんだ。さつさかしげ。」と大声に乱暴にどなり散らしていたので、原告P1ら郵便課職員が抗議したものである。

同(一一)について

P7委員長、P10が郵便外勤室にいたこと、管理者が両名に対し退去を迫つていた こと、勤務中の原告P1ら職員がこれに抗議したことは認めるが、その余は否認す 当日管理者側は勤務時間になると、全員郵便外勤室に集まり、 メモ用紙をもつ て職員の労働の監視をはじめ、前述の更衣中の就労命令にはじまり、次に述べる不 当な業務命令を次々と出し、組合員に対し暴力を振い、更には不可解な挑発的言動を行なつたため職場は異常に緊張した空気に包まれていた。すなわち

- P4課長は業務上の用件のため入室してきた庶務会計室勤務のP19を退去さ せようとして用件を確認することもなくいきなりP11課長とともに体当りする暴行 を行なつた。
- 局長は突如道路に面した窓を開けて戸外に向つて大声で「市民の皆さん全 (2) 逓のP7委員長は二万通郵便物をためて市民に迷惑をかけると言つています。」など と演説を行なつた。
- 局長は配達先不明の郵便物を調べていた郵便外勤員のP25に対し「P25君 が郵便三通を居住者名簿で調べた。賃金カツトだ。」と叫んだ。
- P4課長は管理者の言動を監視するため郵便外勤室にいたP10(勤務時間 (4) 外) に対し退去を大声で迫りながら右手掌で同人の腹部を殴打する暴行を加え、更 に、これを制止しようとした原告P1を「ばかやろう」と叫んでつきとばした。
- P4課長は業務上の用件で入室しようとした郵便課内務後のP26に対し用件 を確かめることもなくいきなり「出てけー」と叫んでつきとばした。
- P4課長はP27郵便課外務主事がP19に声をかけたのを見付けて同主事のと ころに走り寄り椅子を押して同主事を床に転落させて昏倒させる暴行を加え、しか もこのことを同主事に謝罪することさえしなかつた。右のような管理者の言動に対 し原告P1を含む職員はその都度抗議の言葉を発し、管理者を批難したことはある が、暴力的行為に及んだ事実はない。なおP13に対して退去命令が出されたことは か、ない。 (一二)

ーニ) 同(ー二)について すべて否認する。右に述べたとおり局長が突然窓を押し開けて戸外に向い、前述 のような演説を行なったが、このときP7委員長が直ちに局長の傍にかけ寄って 長いつそんなことをいつた。でたらめなことをいうな。」と強く抗議すると、局長 は演説をやめた。この間原告P1ら職員は呆然としてこの事態を眺めていたにすぎな

同(一三)について

否認する。「雑談」「煙草」「お茶」などは従前からそれぞれ職員が組立ての作 業状況に応じて適当に行なつているのが常態であり、特にこの日に限つた事態では ない。

(一四) 同(一四)について 否認する。

同(一五)について

P13がP14の病気の件(年休付与の件ではない。)でP4課長の善処を求めるため 郵便外勤事務室に入室したこと、原告P1ら職員がP4課長の態度に抗議したことは 認めるが、その余は否認する。P13は郵便課の窓口勤務についていたP14が身体の 変調を訴えたので外勤室に赴きP4課長に対しP14の症状を説明し措置を求めたとこ ろ、内勤室にいるP28課長代理に伝えるように指示されたので同代理に伝えて措置 を求めたが、同代理は何ら措置をとらなかつた。そこでP13は局内電話でP4課長に 再び措置を求めたが、具体的な指示をなさなかつた。このためP13は業務上の用件 で外勤室に赴いた際三たびP4課長に対し措置を求めたところ、同課長は、 「お前に は関係ねえ。下に行つて仕事しろ。」とP13を怒鳴りつけた。こうした状況を見て いた外勤員は口口に「課長、病体を認めたらどうです。病体を認めないのは人権問題だ。」などと抗議したが、同課長は一向にとりあわなかつた。P13は二、三分在室しただけで内勤室に行き仕事についた。P4課長はそれからしばらくたつて内勤室 に来てP14の状況を確認してようやく同人に病気休暇を付与した。およそ郵便課の 窓口勤務者(郵便物の引受窓口の担務者)は利用者との関係上管理者が代替要員を 配置するか、窓口を閉鎖するかしない限り勤務を放棄することはできない。P13が P14のためにP4課長に措置を求めたのはこのためである。それにもかかわらず、同 課長がこれを放置していたのは職員の健康にかかわる重大問題を故意に無視しよう とするものであり、組合員がこれに対し抗議を行なうのは極めて当然のことである。

同(一六)について

貯金保険外勤室に入室したことは否認し、その余は認める。原告P1は事実用便の ため離席し、用便をすませて直ちに帰席したものである。

同(一七)について

すべて否認する。事実無根である。

(一八) 同(一八)について すべて否認する。もつとも被告ら主張の時刻原告P1ら職員はいずれも作業に従事 していたが、作業の合間に喫茶、喫煙等のため短時間作業を中断したことがあり、 このとき溜り場で原告P1ら数名の職員がP11課長と談笑したことがある。

同(一九)について (一九)

午後四時五五分頃二階廊下において原告P1がP3課長に対して年休不承認の件で 抗議をしたことは認める。P3課長は同日同課P29、P30が翌五日の年次有給休暇の 許可を求めたのに対し、同日午後四時五五分頃「一二月中は保険の募集能率が落ち ている」ことを理由としてこれを不承認とした。右両名はこの措置、殊に不承認の理由が年休拒否の理由として成り立たないことを不服として同課長に対して再考を求めたが、同課長は「うるさい」「くれられない」などと大声でわめき散らしてい た。そのころ会議室で行なわれていた組合の集会に出ていた原告 P1はその声に驚い て集会に参加していた他の組合員や宿直室で職員の献血者からの採血にあたつてい た大船渡保健所の職員とともに廊下に出てきてP30に事情を確かめていたが、同じ ころやはり廊下に出てきた局長や会計長は事情を確かめもせずにやみくもに「解散 しろ」と怒鳴つていた。年休は全逓と郵政省の労働協約によつて請求された日時に 付与するのが原則であり、「休暇を与えることが業務の正常な運営を妨げる場合」 にはじめて他の日時に付与することができる旨定められている。P3課長のいう「募 集能率の低下」は協約の「業務の正常な運営を妨げる場合」に該当しない。したが つて年休付与を拒否されたP29、P30が同課長に再考を求めることは当然である。 $(\Box Q)$ 同(二〇)について

原告P1がP7委員長のほか組合員二〇数名とともに前項の貯金保険課における年休不承認問題のほか、病気休暇者に対して電報で出勤を命令した問題、管理者の暴力行為の問題などにつき局長と話し合い是正を求めるために入室し、局長に話合いを求めたことは認めるが、会計長ら管理者が入室を阻止しようとしたこと、退去命令を発したこと、管理者五名をそれぞれ五、六名で取り囲んだことは否認する。原 告P1らが入室すると、まもなく局長は立ち上つて突然背後の窓を開け外に向つて 「市民の皆様大船渡局の状況を見て下さい。組合員が私をいじめています。」と叫 び出したので組合員はあつけにとられて退室した。また原告P2は午後四時三〇分の 終業後大船渡保健所が局内宿直室において行なつた献血の呼びかけに応じて献血

し、採血のあと貧血で気分が悪くなつたため宿直室でしばらく休息し、その後局長室に赴いたところ、丁度組合員が退室してくるのに行き会つたもので、局長室に入室することはなかつた。したがつて被告ら主張の事実について原告P2は無関係である。

(二一) 同(二一) について

否認する。すなわち前項記載の局長室における出来事のあと、退室する際にP7委員長が局長に対し「正規のルートで申し込めば交渉に応ずるのか。」と問い質した ところ、積極的に否定しなかつたので、同委員長は局長が交渉に応ずる意思をもつ ているものと判断し、退室後P16大船渡運営委員長およびP19同副委員長に指示し て交渉を申し入れさせた。両名は庶務会計室に赴き会計長に対して(イ)貯金保険 課の年休不承認(ロ)病休者に対する電報による出勤命令(ハ)服務表の一部改正 の三点についての交渉を申し入れた。しかし会計長は申入事項は管理運営事項であ るとか、日程の都合がつかないなどといつて交渉申入れを拒否するうち、P16に対 し「でんすけ野郎何をいうか。貴様と話合う必要などない。」と暴言を吐いた。P16とP19は直ちにこのことに抗議をしたが、会計長は椅子に坐つたまま腕を組み天井を向いて黙りこくつてしまい、P16がメモ帳に「でんすけ野郎といつた」と書いて翌日本代表し、日本のでは、P16がメモ帳に「でんすけ野郎といった」と書いる。 て認印を求めると、局長室から出てきたP11課長が机の上の印鑑箱をしまいこんで しまうという一幕もあつた。そのうち会議室に待機していた組合員も庶務会計室に 入つてきて、この様子を見て暴言の取消しを求めたりしていたが、会計長は依然と して何も答えようとせず、また他の管理者もこの点について全く口出ししないでいたのである。組合員のひとりから「でんすけ野郎といつて腰をぬかしたのか。」と いわれ、また午後六時三〇分頃になつてようやく局長が会計長に対して「局議があるから局長室に入れ。」と指示をすると、やつと椅子から立つて局長室へ入つて行った。この間退去命令が出されたことはない。また原告P2がP8とともに会計長の椅子を足で押えつけたとの点は否認する。ところで組合側の交渉申入事項が管理運 営事項に該当しないことは多言を要しないから、局側は組合側の交渉申入れに応す べき義務を負つていたのである。またかかる場における「でんすけ野郎云々」の発 言はそれ自体管理者としてあるまじきものであるばかりか、P16を侮辱するものであることもいうまでもない。P12庶務会計長が謝罪すべきは当然であるので黙りこんでこれに応じなかつたため、組合側が抗議していたのである。なおこの問題につ いては翌々五日の運営委員会交渉において会計長が組合側に謝罪しているし、六日 の支部交渉においても局長が年休不承認問題、病欠者に対する出局命令電報問題な どとともに会計長の発言についても謝罪したので、組合も諒承して結着をみている。

(二二) 同(二二)について

(二三) 同(二三)について すべて否認する。すなわち年末首繁忙期には体力の消耗を防止する意味で郵便課 員には補食が支給されてきていたが、全逓中央本部と郵政省との話合いの結果、職員の意思を尊重して補食の内容、種類を決めることとなつていたので、支部の団体交渉においても問題として取り上げられていたが、大船渡局では同日に至る事務中の原告P1のところに来て話合いを申し入れたが、たまたま入室してきたP16運営委長が支部交渉における確認もあることだから交渉を開いて決めてほしい旨発言し、信息が支部では、日本ので窓口交渉が開かれることとろが会計長は神の人間には関係を表記したので、原告P1なられないかもしれたが、方は、「今日は補食は食べられないかもしれけ。」と述べたところ、同課長は、「何を、他課の人間には関係ねえ。出てけ。」といってP16を廊下に押し出していった。原告P1はこの状態をみて同課長に対い、「暴力をやめる」といつて抗議したのである。右のように原告P1はP16が大船渡り、P4課長が、P16の地位をあえて無視したばかりか、暴言を吐き暴力を振つてまで退室させようとしたことに抗議したもので、何ら批難されるべきいわれはない。

(二四) 同(二四)について

P4課長のなした指示内容およびこれに対する原告P1らの発言は認めるが、その余は否認する。大船渡局では食事をする場所が狭く全員が一度にすますことがので、以前からそれぞれが仕事の区切りのよいところで交代に補食をととるの間となつていた。原告P1は午後五時五〇分頃から宿直室で数名の職員とともに食事をはじめ、午後六時五分頃食事を終つてお茶をのんでいるところへ同課長が下野間が来たから就労するように告げたので、原告P1がお茶を飲むひまもないことではしたり、超過勤務に伴う休憩休息時間が食事時間にとられてしまつたことにて不満をもらしたりしたが、同課長が「仕事をしろ」と怒鳴るのでまもないにて不満をもらしたりしたが、同課長が「仕事をしろ」と怒鳴るのでまもないにない、集団抗議をしたことも、欠務したこともない。ところで補食時間にては、昼食とは異るから休憩・休息時間のほかにこれを設ける食事をしていた。集団抗議をしたことも、欠務したこともない。ところで補食時間によれたで食事をしていたとしてもそのに、原告P1を批難することは酷である。

(二五) 同(二五)について

原告P2に対してなされた勤務指定と担務指定が被告ら主張のとおりであることは認めるが、その余は否認する。

(二六) 同(二六)について

すべて否認する。右(二五)および(二六)に関する事実はおおむねつぎのとおりである。

原告P2に対する同日の勤務時間指定は午前九時始業と定められていたが、前日に 発表された担務指定が混合B(午前一〇時始業)となつていたため、勤務指定との 喰違いに気づかず、午前一〇時勤務のつもりで自宅でゆつくりしていた。他方P 31に対する同日の勤務指定は午前一〇時始業と定められていたが、担務指定が混合 C(午前九時始業)となつていたため、同人も誤指定であることに気づかず、午前 九時に出勤し、出勤してからこのことに気付いて、P4課長に相談したところ一〇時 から勤務につけばよい旨指示された。しかし原告P2が出勤してこないので、こ までは午前九時から約一時間、勤務の一部を行なう者がなくなるので、原告P2の自 宅を訪れて担務指定の誤まりの事実を伝えた。原告 P 2 は驚いて直ちに出勤したとこ ろ、同課長が原告P2に対して遅刻したとして叱責するので、遅刻は担務の誤指定に 原因があり、管理者側のミスだと反論した。しかし同課長は管理者側の責任を認め ないので、原告P2と同課長との間で責任の所在や原告P2のつくべき担務をめぐつ て短時間ではあるが、若干の議論がなされた。しかし原告 P 2は結局同課長の指示どおり午前一〇時から「混合 B」の勤務についた。原告 P 1ら郵便外勤員はこのようなやりとりの際原告 P 2と同課長のまわりに集まり、同課長に「そんな意地をはるな」 などといつたりしていたが、暴力を行使した事実はない。なお原告P2が「混合B」 の勤務につくことに反対したのは、担務指定は単なる担当業務の指定にしかすぎな いから、担務指定とはかかわりなく勤務時間は勤務指定どおり午後五時五分で終了 することになるので、仮りに同課長の指定どおり「混合B」の勤務につくと、午後 五時五分から午後六時五分までの「混合B」の作業を担当するものがいなくなると 同時に「混合C」の作業は午後五時五分で終了するから午後五時五分以降はP31の

- 2 処分の相当性についての原告らの反論
- (一) 仙台郵政局は昭和三五年一一月一日大船渡局と同局に隣接する盛郵便局の 郵便区の統合を実施したが、そのとき以来人員の不足が目立つようになり、滞留で 大野便物配送のため職員は酷使され、年次有給休暇の発展に郵便局の 大野働条件が悪化した。その決定的な理由は大船渡局の無人員の無しなが 造いつかないことにあるが、仙台郵政局と歴代の大船渡局長の無為しなが 地方が追いつかないたとえば、郵便区を統合しなが船渡市の 市街がの口スが生じていた。そのうえ大船渡市の市街地の 地方がはでする郵便区の調整を行なわないため不合理な増ししたが 地方がする郵便区の調整を行なわないためで 地方では一大路渡局をでして、 大野流出した配達地図・居住者名簿・配達順路図など郵便に配達をわていして の際流出した配達地図・居住者名簿・配達順路図などがである。 できるに郵便集配員は三ないし四の郵便区の配達が可能である。 できるにのが普通であるが、大船渡局ではその訓練がなされないため通区に もいるには一大路では は、 大野流出したの ではその ではその ではその ではることが少なくなかった。
- (二) こうした原因で発生した郵便遅配の事態に対して、仙台郵政局と現場の管理者はもつぱらその責任を労働者に押しつけ、有給休暇の付与を拒否し、病気休暇者に出勤を命じ、担務変更命令など業務命令を濫発するなど強圧的労務対策にのりだすとともに、全逓気仙地方支部の活動に対しても団体交渉を拒否し、オルグ活動を妨害するなど抑圧的な姿勢をとるようになっていった。
- (三) 仙台郵政局は昭和三九年七月、当時全逓気仙地方支部大船渡分会書記長の地位にあつた原告P1に対し昭和三九年春闘における職場闘争を理由に停職六月の懲戒処分を行なつたが、その後も大船渡分会の活動に対して干渉の度を強めていった。
- (四) 昭和四三年一月一三日原告P1、同P2に対する本件懲戒処分と同時に、いずれも全逓大船渡の組合員であるP8、P5に対しそれぞれ停職一○か月、P9、P10に対しそれぞれ停職六か月、P13に対し減給一○か月、P15に対し減給六か月、全逓岩手地区本部委員長のP7に対し停職一○か月という大量かつ苛酷な懲戒処分を発令した。なお右処分発令当時大船渡局の定員は僅か六○名にしかすぎなかつた。(五) 昭和四二年年末闘争期間中の行為

全逓は昭和四二年一一月一四日年末一時金等の要求を郵政省に提出し、団体交渉をくり返し行なつてきたが、交渉は進展せず行き詰つたので、労働基準法三六条の規定に基づく時間外労働協定の締結を拒否し、同年一二月一日から無協定の状態に入り、全組合員が時間外労働を拒否したため各郵便局では郵便物が滞留しはじめた。三六協定失効と同時に全逓岩手地区本部は大船渡郵便局にP7委員長を派遣して当局側の違法・不当な措置に対処させたが、仙台郵政局も係官を派遣して組合対策等にあたらせた。

(六) 昭和四二年一二月一日の行為

右の年末闘争は一二月五日終結し、大船渡局の所属する気仙地方支部は、当局と 三六協定を締結した。ところが年末首は年賀郵便をはじめとして取扱郵便物数が異 常に増加する時期であり労働条件に甚しく影響してくるため例年どこの郵便局でも 年末首の業務運行計画について当局と組合との話合いがなされ、その諒解のもとに 綿密な計画をたてて年末首繁忙期に臨むのが実情であり、労使関係が必ずしも円満 ではなかつた大船渡局においても従来からこの話合いはなされていたのに、昭和四 二年に限り話合いのないまま繁忙期を迎えることになつた。

(七) そこで、大船渡郵便局における管理者らの態度は職員に対しそれが違法・不当なものであつても指示・命令に対しては無条件即時にこれに服従することを求するものであつたが、その指示・命令のなかには、職員にとつて無条件には従れているもののほとんどは当局側の違法・不当な指示・命令に対して原告らがその撤回を求めたり、抗議をしたりしたこと自体をとらえたものである。また当局側がこのような違法・不当な命令に職員を従わせようとしてなした粗暴な言動が必要以上と組合員を刺戟したという側面も見逃すことができない。そして原告らの言動が上とれているという側面も見逃する場合であっても、懲戒を認めることが実質に原告ら職員のみを問責し、管理者らの違法・不当な言動が許容されるという結果になるような場合には、原告らに対する懲戒処分を認めることは正義に反する。四、再抗弁

1 かりに原告らの行為で懲戒事由に該当するものがあるとしても懲戒処分の種類(戒告、減給、停職、免職)のうちもつとも重い免職をもつてすることは、すでに詳細主張した行為の態様、程度、その動機、目的並びに背景的事情などにてらして、明らかに酷に失し、懲戒権を濫用したものというべきであるから、本件免職処分は取消しを免れない。

2 原告らはいずれも全逓に所属し、被告らも自認するとおり、それぞれ重要な役職に就いているものであるところ、本件各免職処分は、被告らにおいて原告らが活発に組合活動を行つていることを嫌い、その正当な組合活動をしたことを理由にしてなされたものであることも、原告らの叙上の主張によつて明らかであるから、いわゆる不利益取扱いたる不当労働行為として無効である。

五、原告ら主張の再抗弁事実は争う。

第三、証拠関係(省略)

理由

一 原告P1が昭和二二年三月に集配員として盛郵便局に採用され、昭和三五年一一月に大船渡郵便局勤務となり、昭和三六年九月に郵政事務官に任用され、引き続き同郵便局に勤務していたものであること、原告P2が昭和三四年八月に臨時補充員として同郵便局に採用され、事務員を経て昭和三九年一〇月に郵政事務官に任用され、引き続き同郵便局に勤務していたものであることはいずれも当事者間に争いがない。

二 被告郵政大臣が昭和四三年一月一三日に原告らに対してそれぞれ「懲戒処分と して免職する。」旨の同日付辞令を交付したことは当事者間に争いがない。

三 懲戒処分事由

1 原本の存在及びその成立につき争いのない甲第一二号証、第一九号証、第二二号証、第二四号証、第二七号証、成立に争いのない乙第四一号証の各記載、証人P10、P32、P3の各証言原告P1、P2の各本人尋問の結果を総合するとつぎのとおり認めることができる。

原告P1、P2の両名は、昭和四二年一月二四日午後五時一二分頃原告P1を先頭にしてP8他数名の者とともに大船渡郵便局貯金保険課内勤事務室の隣室入口から、また他の数名が廊下側入口から、それぞれ無断で走り込む勢いをもつて同事務室に入るなり、P8他同人らと共同して同所において同貯金保険課長P3を取り囲る。開課長に対し大声で「一一月二二日の話合いでの課長の発言に不届きな点がある。発言が悪いから謝まれ。」と怒鳴つて謝罪を強要し、同課長が謝罪すべきいわれのないことを説明して右要求をことわるや、「われわれを馬鹿にするな。」と怒鳴いまた同課長が「君達と話し合うつもりはない。用があるから帰る。」といってを正はまた「課長が「君達と話し合うできないように取り囲んだうえ、同課長に対して「課長、話合いに応じる。」といって交交迫り、その際P8において同課長の右に対して「課長、話合いに応じる、席に帰れ。」と叫んだが、同課長が右P8に対して「君達は貯金保険課長に暴力

を振うつもりか。」と詰問しながら同人の手を振り払い、原告両名の間を掻き分けてようやく廊下に通ずる扉から退出して職員出入口の下駄箱の前までゆきついたところ、原告両名及びP8においてその間同課長の後を追いつつ交交「課長 逃げるのか。」「席へ帰れ。」「話合いに応じろ。」などとしきりに怒鳴り、その際P8において再度同課長の右肩を掴んで引つ張つたりしたが、これに構わずに同課長が靴を履こうとするや、原告P1において「課長 逃げるのか。大船渡の月がいつでも明と思ったら大まちがいだぞ。」と嚇し、その他の者も口をあわせは深いても明るいと思つたら大まちがいだぞ。」と嚇し、その他の者も口をあわせは深い「その異様な気配にこれはわざたとしていたぞ。」「大船渡の店」の前らその課長が五時三〇米行き「主婦の店」の前らその原告といるのと見ながらその原告とのて新さところをわざわざた。」といって表と自分の腕時計をみようとしたとっての重りを「福富旅館」の前ないっかるなりその背中に向けてどっるのを見ながらる通りにおいて同課長を驚愕とと関係に降いていままと同じ方の腕時計を分ようとしたとの通りにおいて同課長を驚愕とと関係に陥らせた。なお、同手の正式がに、」といって凄が見において同課長を驚愕とと関係に陥らせた。なお、同時五同時ので、その同旅館において同時の右尾行を撒くようにして、裏口から出て帰つた。といって、同かあったら教援を求めて同旅館に寄るつもりてに、その同旅館に入り、同原告らの右尾行を撒くようにして、その同旅館に入り、同原告らの右尾行を撒くようにして、その同旅館に入り、同原告らの右尾行を撒くようにして、その同旅館に入り、同原告らの右尾行を撒くようにして、その同旅館に入り、同原告らの右尾行を撒くようにして、表しいと記述といる。

以上のとおり認められ、前掲甲第一二号証、第一九号証、第二二号証、第二四号証、第二七号証の各記載、証人P10、P32の各証言及び原告P1、P2の各本人尋問の結果中右認定に沿わない部分は信用しがたく、他に右認定をうごかすに足りる証拠はない。

2 前掲甲第二二号証、第二七号証、乙第四一号証、原本の存在及びその成立につき争いのない甲第四号証、成立に争いのない乙第三八号証の一から六まで第三九号証、第四〇号証の各記載、証人P7、P3、P4、P12、P33の各証言を総合するとつぎのとおり認めることができる。

(一) 原告P2は、同年一二月一日午前八時四七分頃郵便外勤事務室において、同日午前一〇時からの勤務であるにもかかわらず、自己の勤務外の業務執行の場に臨み、折柄P4郵便課長が多数の郵便外勤員において「団結全逓」と表示された腕章を着けて勤務に服しているのを見咎めて右外勤員らに対し「腕章を外しなさい。」と にそんにそれがある。」などといつて、同課長の職務上の右命令に容喙し、同課長が同原告に対して「君は勤務外の人間ではないか。無断で外勤室に入つては困る。出て行きなさい。」と退去を命じたにもかかわらず、これには応ぜず、かえつて同課長に対して「君は勤務外の人間ではないか。無断で外勤室に入っては困る。出て行対とない。」と最初では、これに判子を押せ。課長押せ。」といつていわれなき捺印を迫り、そこでP6局長及びP12会計長が同原告に対して「P2君出て行きなきにより、そこでP6局長及びP12会計長が同原告に対して「P2君出て行きなどして退出を肯んぜず、よつてP4郵便課長の右職務執行を妨害した。

(二) 原告P1は、同日午後四時半頃郵便内勤事務室において、当時全逓岩手地区本部から大船渡に派遣されていた同本部委員長P7のほか、全逓大船渡組合員P5以下約一一名の郵便外勤員とともにP4郵便課長の面前にあらわれ、同課長に対し、まずP7において、同課長が原告P2のほかP18の両名の請求にかかる年休を不承認扱いにしたことに関し「年休不承認について協約違反の疑いがある。」と発言し、ついで原告P1及びP5においてそれぞれ「本日のP2君の年休不承認について協約違反の疑いがある。」と発言し、の疑いがあるから団交しよう。」といつて、約一四名共同して「いま仕事中である。」といつて有法である。当を表示して、で同課長が同原告らに対して「いないのは、達のとはどうしてもできない。」といって年休不承認に関し釈明したが、これに納得と関望があったからだ。五名の請求に対しては三名が限度である。業務遂行上納得と関望があったがら居支高に開き直るなどして、さらに右集団の示威をもつて執拗に同ず、ないら居文高に開き直るなどして、さらに右集団の示威をもつて退去を命ぎまして、おいるの表示で右要求をくりかえして、同事務室における業務の執行を妨害した。

(三) 原告P1、P2の両名は、同日午後六時三五分頃郵便内勤事務室において、 折柄執務中のP4課長に対し、再度P7、P5他約一〇名の者と一緒になつて同課長を 取り囲んで右の約一四名にのぼる多衆の勢威を示しつつ、まずP7において「業務運営上支障があるならば、賃金をもつて非常勤を使え。そうすれば二名(原告P2及びP18)に対しても当然年休を承認することができるではないか。」などと差し出がましい要求を持ち出し、これに対して「業務運営上三名以上はどうしてもできない。」ことなど右(二)同様の釈明をくりかえしながらP7の右要求の不当を衝いて「内部干渉である(非常勤を)使う使わないはこつちの考えであるから関係ない。」と切り返して同課長が突つ撥ねたが、引き続き右集団の示威をもつてP7の右発言と同旨の要求を交交言い出し、ついに同課長から再三にわたつて勤務外にある右集団全員に対し退去が命ぜられたが、なお一団となつたまま執拗に要求をくりかえして、午後六時五三分頃まで同課長の執務を妨害した。

右(一)から(三)までのとおり認めることができ、前顕甲第四号証、第二二号証、第二七号証の各記載、証人P7の証言、原告P1P2の各本人尋問の結果中右認定に沿わない部分は採用しがたく、他に右認定を左右するに足る証拠はない。 3 前掲甲第四号証、第二二号証、第二七号証、乙第三八号証の一から六まで、第四〇号証、成立に争いのない乙第四二号証の一、二の各記載、証人P7、P12、P11、P4の各証言、原告P1、P2の各本人尋問の結果を総合するとつぎのとおり認め

ることができる。

原告P1、 P2の両名は、同年一二月二日午前八時三五分頃郵便外勤事務室 (-)において、各勤務時間中であるにもかかわらず、P7のほか、同じく勤務時間中のP 8、P5及び二、三名の郵便外勤員とともにP4課長を取り囲み、右集団(約八名)の 示威のもとに、原告P1が同課長に対して「昨夜の件で団交しよう。課長 昨夜の件 で団交しよう。」としきりに話合いを要求し、そこで同課長が「いまは仕事中である。」からといつて右の話合要求に応じないで、勤務時間中の原告「君とり七名に 対して「黙つて仕事をしなさい。」と就労を命じ、P7に対しては「委員長 が職場にいるとこのように混乱するから出ていきなさい。局長から退去命令が出て いるから退去しなさい。」と告げたが、いずれも右の命令に従わず、交交いわゆる 団交要求をくりかえし、その際原告P2が、「この野郎」というなり同課長の胸部を 数回、腕組みした両肘で小突いたので、P6局長が「P2 暴行を止めろ。」とこれ を制止しながら、P7を除く全員に対して「勤務中の組合活動は認められていない。 直ちに仕事に就きなさい。」と就労命令を発するや、かえつて原告P1が同局長に対 して「局長おかしなことを言うな。協約違反は重大問題だ。団交の窓口を持て。」 といつて執拗に話合いを要求し、その他の者も口口に同旨の発言をもつて同局長に 迫り、同局長から「君達は仕事をしないのか。」と問責されるや、それぞれ郵便物 三通をふりかざしながら、原告P1が「このとおり仕事をしている。」といつて 茶化し、原告P2もまた同旨の発言をしながら同課長、局長に詰め寄り、これに乗じ て他の郵便外勤員まで作業をやめて口口に「うるさい。」「出て行け」などと叫ん で、室内を騒然とさせ、ついにP6局長が同日午前八時四四分頃全員に対して から命令に従わないでなおも抗議を続けて就労しない者については賃金カツトをし ます。」と宣するにいたるまで、約九分間ほしいままにその勤務を離脱して同事務 室における業務の執行を妨害した。

(二) 原告P2は、同日午後一時頃郵便外勤事務室において、当時仙台郵政局から派遣された同郵政局貯金部管理課長P11が大船渡郵便局においていわゆる派遣管理者としてその職務を執行していたところ、P7がほしいままにその場に臨み、P11課長が郵便外勤員の作業状況をみているのをみて、同課長に対してことさらに」とといるのをみて、同課長に対して「とさい。」といると、がえつて同課長に対して「何をいうか。何しにきたのだ。」といると、かえつて同課長に対して「何をいうか。何しにきたのだ。」といると、かえつて同課長に対して「何をいうか。何しにきたのだ。」といるで居直った際、右P7に加勢しているP9、P5らと共同して同課長が市内通常配達込まのだ。出て行け。」と暴言を浴びせ、同一時五分頃P4郵便課長が市内通常配達込まるい。」と異に対して「特別の場所でき次第出発しなさい。」と命じた当ないから、一号便の持戻りを持つて準備でき次第出発しなさい。」と命じた当時務指示を無為にさせるべく、ともに勤務時間中のP9、P5及び休憩中のP22とのだ。また当日の為の結束表だ。規定結束とおりやれ。そんな馬鹿なことがあるに対して作業中の外勤員に対し「規定結束とおりやれ。そんな馬鹿なことがあるに対して「何の為の結束表だ。規定結束表にない。」などといつて「作業指示といるに対し同課長が同原告の傍に行つて、ともに同課長のおいように煽動し、これに対し同課長が同原告の傍に行つて、ともに同課長のもいないように煽動し、これに対し同課長が同原告の傍に行つて、四名相共同して同課長おかしなことを止める。」と叫びながらこれに加つて、四名相共同して

長の右職務指示に対し激しく反抗し、そばにいたP11課長が同原告ら右四名の暴状目に余るとして「課長のいうとおりに静かに仕事をしなさい。」といつて右四名を 窘めたところ、勤務外のP10が得たり賢しと同課長に対して「何、お前、俺は休み だぞ。休暇中の者にお前は仕事をせよというのか。休みの者に仕事をしろとは何事 だ。」といつて食い下り、P5、P22、P9、及びP7が同課長に対して「お前は誰 どこの馬の骨だ。挨拶しろ。」「お前は見たことねえ。どこの馬の骨だ。」な どとロロに罵り、ついに同課長が「P11 貯金部(管)」と書いた胸のネーム・プ レートをさしつつ「これを見たらわかるのではないか。」というや、P10が「貯金部のくだ(管)とは何だ。」とからかい、他の者も「お前はどこの奴だ。帰れ、帰れ。」としきりに罵声を浴びせ、そこで同課長がP10ら右の五名に対して「午前中におがしている。 に挨拶している。こんな礼儀をしらない馬鹿者に挨拶できるか。もつとも静かに話 したらどうか。」と切り返したことから、同原告以下数名において険しくいきりた ち、「馬鹿とは何だ。」「この野郎」「郵政のトラックはわれわれ外勤員を馬鹿者 といった。」「外勤員を侮辱するのか。」と捲くし立てて騒ぎがますます昂じ、しかもP24ほか郵便外勤員でない職員まで同事務室に入ってくるに及んで、P4課長が同人らに対しては入室を制止して退去を命じ、郵便外勤員に対しては就労を命じたが、いずれも「命に従わず、さらに郵便外勤員五、六名が同課長に対し交欠大声 で「管理課長 郵便外勤員を侮辱するか。謝れ。」と詰め寄り、こうしたなかで同 課長が「謝罪する必要はない。」といつて頑として踏み堪えていたところ、郵便外 勤員約一二名が一団となつて同課長を取り囲んで室内ほぼ中央あたりから「謝れ」 「侮辱するのか」などといいながら、腕組みをした両肘を交互に動かして激しく同課長を押し、その際原告 P2、 P9、 P22、 P10において両肘で同課長の胸を押したり突いたり、拳でその腹を小突いたり、あるいは同課長の身体を廻し、その脚部を 蹴るなどして、その場に押されながら腕を組み、うつむき加減となつて我慢してい る同課長に対して暴力を振い続け、ついにP4課長がP7には退去を命じ、その他の 者らには就労を命じ、またP6局長も「集団暴力はやめろ」と命じたが、 者はなく、午後一時一五分過ぎまで右のような振舞いが続いたが、その間原告P2に おいて約一〇分間ほしいままにその勤務を離脱して同事務室における業務の執行を 妨害した。

(三) 原告P2は、同日午後一時二〇分頃郵便外勤事務室において、P6局長、P12会計長、P11課長及びP4課長がP7及びP10に対して退去を命じていた際、ともに勤務時間中のP9及びP5とともにその作業を中断し、同局長ら右四名の管理者に対して「うるさい。出て行け。局長帰れ。」「お前らこそ出て行け。」などと暴言を浴びせ、これに対してP4課長が「黙つて仕事をしなさい。」と命ずるや、右P9ら及びP5のほか、P7、P10及び約八名の郵便外勤員と一団となつて同課長をわつと取り囲み、右集団(約一三名)の示威のもと口口に「課長出て行け。うるさい。」などと暴言を浴びせたうえ、同原告、P9及びP5において同課長を室外に出そうと企て、それぞれ腕組みして両肘で交交同課長を押し続けたが、その間同原告においてほしいままに約五分間その勤務を離脱して同事務室における業務の執行を妨害した。

原告P1は、同日午後四時一五分頃郵便外勤事務室において、折柄P11課長 が郵便外勤員の帰局後の作業ぶりを見ていたところ、P8とともに同課長に対して交 交「お前は誰だ。何しに来た。帰れ。」「さつき何といつた。馬鹿とは何だ。謝 れ。帰れ。」などと捲くし立てながら同課長の職務上の指揮下に立つことを拒み、 ついでP7、P9、P5、P10ら約七名のほか原告P2が同所にやつて来て加わるや、 原告両名は同人ら約七名と集団をなして同課長を取り囲み、口々に「謝れ。帰れ。 さつきいつたことを取り消せ。馬鹿とは何だ。」などと怒鳴りながら同課長に詰め 寄つていわゆる集団抗議を展開し、そこでP6局長及びP12会計長から再三にわたつ て「集団抗議はやめなさい。」「すぐ解散しなさい。」と命ぜられたが、これに従 わず、さらに原告P1がP5とともに「大船渡湾の底は深いぞ。」といい、原告P2が 「大船渡の海は深いぞ」といい、P9が「大船渡の海に沈みたいのか。」といつてそれぞれ脅迫的な言辞を浴せながら同課長の胸のあたりを両肘で押し、小突きなどし て同課長を室外に押し出そうと試み、これをみて同局長及び会計長が「解散しなさ い。」「やめろ。暴力はやめろ。」と命じたが、かえつて原告P1においてP12会計 長に対し「ちび助野郎。出て行け。お前に関係がない。出て行け。」などと暴言を 吐き、かくして午後四時三五分頃にいたるまで同事務室を騒然とさせたが、この間 原告P1において約二〇分、同P2において約一八分間ほしいままにその勤務を離脱 して同事務室における業務の執行を妨害した。

- 右(一)から(四)までのとおり認められ、前顕甲第四号証、第二二号証、第二七号証、原本の存在及びその成立につき争いのない甲第一一号証、第六号証、第一七号証、第二六号証の各記載、証人P7の証言、原告P1、P2の各本人尋問の結果中右認定に沿わない部分は採用しがたく、他に右認定を左右するに足る証拠はない。4 前掲甲第四号証、第二二号証、第二七号証、乙第三八号証の一から六まで、第三九号証、第四〇号証の各記載、証人P7、P4、同P33、P12の各証言、原告P1、P2の各本人尋問の結果を総合すると、つぎのとおり認めることができる。
- P2の各本人尋問の結果を総合すると、つぎのとおり認めることができる。 (一) 原告P1、P2の両名は、同年一二月三日午前八時三〇分頃郵便外勤事務室において、P4課長から「速かに更衣を済ませて就労しなさい。」といわれたにもかかわらず、なお更衣動作の緩慢を改めることなく、P8とともに、かえつて同課長に対し、原告P1において「うるさい。出て行け。人の更衣するところを見るのは人権じゆうりんだぞ。」といい、原告P2において「うるさい。」といい、P8において「うるさい。課長こそ仕事をしろ。」といつてそれぞれ暴言を浴びせるなどして、ことさらに同三七分頃まで更衣動作に時間を費してその職務を怠り、かつ、同事務室における業務の執行を阻害した。
- (二) 原告P1、P2の両名は、同日午前八時四〇分すぎ郵便外勤事務室において、P7、P10、P13が無断で同事務室に入つて組合活動に従事し、そのためにP6局長、P12会計長、P4課長及びP11課長から再三にわたり「勤務中の組合活動は認められない。あなた達は、勤務外だから出て行きなさい。」と退去を命ぜられていながら、そのつど同局長ら管理者に対して「うるさい。」「やかましい。」「局長や課長こそ帰れ。」などの暴言を浴びせていたところ、ともに勤務時間中のP8及びP5のほか右P7ら三名と共同して同局長以下の右管理者に対して「局長帰れ、課長出て行け。」「管理者挑発するのか。」などと暴言を浴びせ、さらに原告P2において「課長、酒飲んで酔つぱらつているからハツスルしている。」と暴言を吐いて、右管理者らの職務の執行を妨害した。
- 原告P1、P2の両名は、同日午前八時五七分頃郵便外勤事務室において、 P6局長がP7の前記一二月一日の発言に関し同人に対して「P7委員長は二万通の物 だめをするといつたが、大船渡四万の市民に迷惑をかけることを承知でいつたのか。」と問責し、これに対してP7が血相を変えて同局長のそばへ走り寄るなり「出鱈目をいうな。」「誰が市民に迷惑を掛けるといつたか。局長 取り消せ。」と迫 るや、これに加勢すべく、P8、P9、P5ら約一〇名の郵便外勤員とともに同局長に 対して「局長出鱈目をいうな。」といつて詰め寄り、腕組みをして局長を二重、三 重に取り囲み「局長出鱈自をいうな。この野郎 挑発するのか。」「出て行け」 「謝れ。」などと大声でまくしたて、入れ替り立ち替り腕組みした両肘を交互に前 に突き出して同局長の胸を押し、温風暖房機の所から速達の区分棚の前まで同局長が踏みこたえようとしても踏みこたえられないような力で押し続け、その際P10において同局長につばを吐きかけた。外勤主事席前から同人の右暴状をみていたP4課 長は局長の方へ向かつて押し寄せようとした郵便外勤員二、三名を市内二区の区分棚前で制止したが、かえつて同人らに取り囲まれて危うく室外に押し出されるとこ ろであつた。またP12会計長は同局長の方に近づいたが、同局長を取り囲んでいた 者の中の五、六名がP12会計長を取り囲み、同人に対して局長同様腕組みをして押 し、室外に押し出そうとしたので、腕組をしながら押し出されまいと踏んばつて防ぐのが精一杯であつた。P11課長も同局長のそばに寄ろうとしたが、四、五名の職 員に取り囲まれて腕組みした両肘で胸を押され、ついに同局長を囲む群の中に入る ことができなかつた。このようにして騒然とした混乱状態がしばらく続いたが、や がて九時二分頃同局長が入口から押し出されかけたまま入口に片足をあてたような 恰好のままで原告両名のほか右の約一二名の者に向つて「局長及び郵便課長の命令 に服さず、作業に就かない者は只今から賃金カツトします。」と大声で賃金カツト を宣するに及んでようやく右混乱がやんだ。その際原告両名は、約五分間ほしいま まにその勤務を離脱して右のとおり同事務室における業務の執行を妨害した。

(四) 原告P2は、同日始業時から午前一一時三五分までの間郵便外勤事務室においてP4課長の作業指示に対して、そのつど「うるさい」「出て行け」などと暴言を浴びせ、同課長が再度指示するや、「課長の言行をメモする。」といつて作業をやめたりして、ことさらに仕事をスローダウンさせてその職務を怠つた。

原告P1は同日始業時から午前一一時二〇分までの間同事務室において、たえずお茶を飲み、煙草を喫うために休憩室に行き、ほしいままに席を離れ、いたずらにP4課長のところへ郵便物を持つていつて「これ何と読むのか。」とたづねるなどして、ことさらに仕事をスローダウンさせて、その職務を怠つた。

右(一)から(四)までのとおり認められ、前顕甲第四号証、第二二号証、第二七号証の各記載、証人P7の証言、原告P1、P2の各本人尋問の結果中右認定に沿わない部分は採用しがたく、他に右認定を左右するに足る証拠はない。

5 前掲甲第四号証、第六号証、第一七号証、第二二号証、第二四号証、第二六号証、第二七号証、乙第三八号証の一から六まで、第三九号証、第四〇号証、第四一号証、第四二号証、原本の存在及びその成立につき争いのない甲第一五号証、第一六号証、第二三号証、第二五号証の各記載、証人 P7、 P13、 P33、 P12、 P3、 P11、 P4の各証言、原告 P1、 P2の各本人尋問の結果を総合するとつぎのとおり認められる。

(一) 原告P1は、同年一二月四日午前八時三〇分頃、郵便外勤事務室において、P4課長が同原告ほか郵便外勤員の更衣の緩慢を見咎めて「早く済ませて仕事をしなさい。」と指示するや、同課長に対して「うるさい。出て行け。課長仕事をしる。」と暴言を浴びせて、上司の職務上の命令に従わなかつた。

(二) 原告P1は、同日午前九時一〇分頃郵便外勤事務室において、郵便内勤事務室勤務のP13から「P14さんが頭が痛いといつているのに一体どうするんだ。」といわれてP4課長が右P13に対して「君は関係がないから下で仕事をしなさい。」と命じたが、下へおりないでいたところ、同人に加勢すべく、P8、P9、P5らとともに同課長のところへ進み寄り口口に「課長 なんで休暇を認めないんだ。」「人権じゆうりんだぞ」「どういうふうにするんだ。」「なんで年休認めないんだ。人権護局に訴えるぞ。」などと怒鳴り、P6局長及びP4課長の就労命令にも従わず、同九時一八分頃までほしいままに勤務を離脱して右のとおり同事務室における業務の執行を妨害した。

(三) 原告P1は、同日午前九時二一分頃郵便外勤事務室において、P4課長の横を小走りで同室から出ようとした際、同課長から「どこへ行くのか。」と尋ねられるや、これに対して「是非いえというのか。」と反問したうえ、「くそに行く。」とことわつて部屋を出ながら、便所のある一階には下りていかないですく隣の貯金保険外勤事務室へ入つて行き九時二四分頃戻つたが、その間ほしいままに離席してその職務を怠つた。

(四) 原告P1は、同日午前九時二五分頃郵便外勤事務室において、たまたま大船 渡局勤務の管理者が同室にいなくなり、派遣管理者としてP11課長が職員の作業状態をみていたところ、同課長を室から出すべく、P8、P9及びP5と共同して同課長を取り囲み「課長出て行け。」といい同課長が「作業状況を見にきているのだから出て行く必要はない。」というや、同課長に対して「出て行け、出て行け」といいながら腕組みした両肘で課長の胸部を押し、ついで同原告において「今管理者は誰もいないぞ。」「大船渡の海に沈みたいのか。」「大船渡の海は深いぞ。」「出て行け。」などといい、P8において「今管理者は誰もいないぞ。何をされてもわからないぞ。大船渡の海に沈みたいのか。」といい、P5において「出て行け。」「今管理者は誰もいないぞ、大船渡の海に沈めるぞ、海は深いから何をされてもわからないぞ。」などといつてそれぞれ嚇しつつなおも同課長の胸部を押して室外に押し出そうと努め、やがてP9が途中から突然抜けて出入口の方へ行つて扉を開け、同課長を押している同原告らに対して「まだ誰も来ないぞ。今のうちだ。」といてけしかけるや、右の押し出しの勢いをつのらせて、ついに、同九時三〇分頃「仕事をするために来たんだ。出ない。」と頑張る同課長を室外に押し出してしまったが、右のとおり約五分間ほしいままに勤務を離脱してその職務を怠り、かつ、P11管理課長の職務の執行を妨害した。

(五) 原告P1は、同日午前九時五〇分頃から一一時一五分頃までの間郵便外勤事務室において、P4課長が何度も職員に対して「早く組立てを終えて出発するように」と命ずると、その都度P8、P5、P9と交交「うるさい。」「課長 出て行け。」「課長 仕事をしろ。」と暴言をもつて激しく反抗し、さらにみんなを笑いせるような「シー、シー」という不謹慎な声を発して同課長の指示をやじり、ほどはままに離席して休憩室に行き、煙草を吸い、お茶を飲みなどして仕事の能率をのいままに離席して休憩室に行き、煙草を吸い、お茶を飲みなどして仕事の能率をのいままに離席して休憩室に行き、煙草を吸い、お茶を飲みなどして仕事の能率をのままには、では四〇分もあれば組立てが終つてしまう。早く組立を終えて出発しなさい。なたには特に郵便課の外務主任として他の職員を指導とことではからない。あなたには特に郵便を知っているんだな。」といい返し「俺よいえのではない。」と外務主任の「主任」にひつかけた揶揄をとばして

同課長をからかうなどして、その間上司の職務上の命令に従わずその職務を怠った。

- (六) 原告P1は、同日午後四時五〇分頃貯金保険課外勤室前廊下において、さきにP3課長が同課外勤員P29、P30の両名の請求にかかる年休を不承認にしたことから、同課外勤事務室内及び同廊下付近で「課長 年休を認めろ。」などの声で騒然となり、同事務室から廊下に出た同課長の後ろから、P15、P16、P30、P29らが同課長を取り囲み、P15が先頭になつて「課長年休を承認しろ、年休の順延はおかしいじやないか。」などと抗議するや、これに乗じて同課長を吊しあげるべく、P7とともに同課長の前方からその行手を遮り、同課長に対して右同様抗議をしてその場とさらに騒然とさせつつ同課長の進路を塞ぎ、そこでP6局長及びP12会計長がP3課長を連れ出そうと努め、しきりに解散を命じたが、これを無視して同四時五八分頃まで右の吊し上げを続けた。
- (七) 原告P1、P2の両名は、P7、P9、P13、P15P5ら十数名の者と共同して、同日午後五時すぎ局長室入口付近において、P12会計長ら管理者四名が交交「無断入室をするな。」「中へ入るな。」と叫んだり、両手を拡げて制止したりしているにもかかわらず、P7が先頭に立つて「みんな入れ」と号令をかけるや、いつせいに右管理者達を押しのけて局長室に闖入し、それぞれ数名ずつでP6局長ら管理者を個別に取り囲み、P3課長に対しては「年休を承認しろ。事由がおかしいじやないか。」と抗議し、会計長に対しては「窓口を開け」と抗議したりして午後五時一五分頃にいたるまで局長室を騒然とさせた。
- 原告P1、P2の両名は、同日午後六時二〇分過ぎ庶務会計室においてさき (八) にP12会計長とP7、P16、P19らとの間で交渉の窓口を開くか開かないかについて 応酬があった際、右P16が同会計長に対して「ちび助のくせにいばるな。」とい い、これに対して同会計長がとつさに「でん助何をいうか。」とやりかえしたこと から、それまで同会計長の右側にいて再三「お前は金魚の糞のように、俺のあとば かり追いかけないで窓口を開きなさい。」といつていたP7が「これはいい材料がで きた。」といつてすぐに庶務会計室を小走りに去り、間もなく一五、六名の組合員 の先頭に立つて再び同室に入つてくるや、右P7、P16、P19ほか右組合員らと共同して同会計長を吊し上げることを企てて、同会計長の机のまわりをぐるつと取り囲み、ロロに「でん助とは何事か。」「謝れ。」「大船渡分会六四名の代表を侮辱するのか、」「你原するのか、」など るのか。」「取り消せ、運営委員長を馬鹿にするのか。」「侮辱するのか。」など と激しく詰め寄り、そこで同会計長が右P7ら及び原告両名に対して再三「退去しな さい。」と命じ、またP6局長が全員に退去命令を出したが、いずれも応じないばか りか、P8及び原告P2においては、椅子を低くして机の引出しの下に足が入るよう にして腰を下ろしていたP12会計長の椅子を中の方へ動かして椅子の肘掛けが机の 引出しにぴつたりとついて同会計長が椅子から立ち上れない位にすぐ後から P8が右 斜めうしろから原告P2が椅子の脚部を押えつけ、さらにP6局長が「会計長の自由 を束縛するのか。暴行とみなす。やめろ。」と注意したが、これをもききいれず、 同局長の前記退去命令時から午後六時三九分頃までの約一八分間にわたつて、P

12会計長に対する右軟禁状態を解かなかつた。 右(一)から(八)までのとおり認めることができ、前顕甲第四号証、第六号 証、第一五号証、第一六号証、第二二号証、第二四号証、第二五号証、第二六号 証、第二七号証、の各記載、証人P7、P13の各証言、原告本人P1、P2の各本人尋問の結果中右認定に沿わない部分は措信しがたい。

6 前掲乙第三八号証の一から六まで、第三九号証、第四〇号証成立に争いのない、甲第三〇号証の一から三まで、乙第三六号証の各記載、証人 P4、 P33、 P12の各証言を総合するとつぎのとおり認められる。

原告P1は、同年一二月二四日郵便外勤事務室において、当時年末首の年賀郵便物の取扱いがはじまり、同月二一日から一応年賀の区分態勢に入つていたが、同日及び翌日には区分棚の見出し紙等の準備をし、同月二三日から各区に年賀郵便物を配布して年賀郵便の取扱に入つたため、同月二四日も年賀郵便物を処理しなければならなかつたことから、P4課長が同日午後九時頃同原告ほか一九名の郵便外勤員に対して同日の超過勤務を命じたが、同原告ほか一二名がクリスマス、その他の理由によりそれぞれ超勤を拒否したといういきさつを経て、同課長が同日午後三時五〇分頃P12会計長立会いのもとに同原告に対して「今朝超過勤務を命じたところ、ありたはクリスマスで駄目だと拒否したが、これは協約第四条に該当しないから、今朝命令したとおり、超過勤務命令を受けなさい。」と再考をうながしたが、かえつて同課長に対して「クリスマスで駄目だといつて何故悪いんだ。」といつて居直り、

右のとおり認められ、前掲甲第二二号証の記載、原告P1の本人尋問の結果中右認定に沿わない部分は採用しがたく、他に右認定を左右すべき証拠はない。 7 前掲甲第一七号証、第二二号証、第二四号証、第二六号証、乙第四〇号証の記

- 7 前掲甲第一七号証、第二二号証、第二四号証、第二六号証、乙第四〇号証の記載、証人P16、P5、P8、P4の各証言、原告P1の本人尋問の結果を総合するとつぎのとおり認められる。
- (一) 原告P1は、同年一二月二五日午前九時三分頃郵便外勤事務室前廊下において、P4課長が当日から開始される予定の補食のことについて同原告と話し合つていた際、貯金保険課勤務のP16がそこへ来て口をはさんだりしてP3課長から「P16君、職場へ帰りなさい。」といわれ、その帰りしな出入口附近で折柄作業中の郵便外勤員に対して「本日は補食・・」などと話しかけたことから、P4課長が右P16に対して「何をいつているんだ。他課の者には関係がない。」と咎めるや、P9ほか数名の職員とともに同課長を取り囲んで「課長、暴言を取り消せ。」などといって詰め寄つてあたりを騒然とさせ、ついに同課長及びP6局長において全員に対して就労を命じたが、これに従わず、約四分間ほしいままに勤務を離脱して同事務室における業務の執行を妨害した。
- 8 前掲甲第二二号証、第二七号証、乙第三八号証の一から六まで、第三九号証、第四〇号証、原本の存在と成立に争いのない甲第二一号証、成立に争いのない乙第三四号証の一から三まで、第三五号証の一から三までの各記載、証人P31、P4、P33、P12の各証言、原告P1、P2の各本人尋問の結果を総合するとつぎのとおり認められる。
- (一) 原告P2は、同年一二月二六日郵便外勤事務室において、同日の勤務時間が勤務指定により午前九時から午後五時五分までと指定されていて、担務混合Cと指定されるべき筈であつたところ、その担務指定事務を処理したP27主事が誤つて同原告に対して混合B担務すなわち午前一〇時から午後六時までの勤務を要する業務を担当すべき旨指定し、他方混合B担務を指定すべきP31に対し誤つて混合C担務を指定したことから、P4課長が同原告に対して担務の誤指定があつて混合CにはP31が就くから同原告においては混合Bに就くように指示したところ、みずから午前

九時五〇分に出局しながら同課長に対し誤指定をした責任をとれと迫り、同課長が 「誤指定をしたことは手落ちであつたが、混合CはP31君が担当することにしたの で、君は担務指定どおり混合Bをやるように。」とかさねて命じたが、右命令に従 わないでなおも大声で「担務を誤指定した責任をとれ。俺は課長がなんといおうと C担務をやるのだ。」といつて抗らい、そこで同課長がまたも「命令のとおり仕事 をしなさい。」と命ずるや、ますます反抗をあらわにして唇を震わせ、血相を変え て、「俺はやらない。俺はやらない。」とくりかえしながら同課長に詰め寄り、さらに同課長がそばにいたP6局長とともに「よし、わかつた。業務命令違反として相 当措置する。」と同原告に告げるや、腕組みした肘で同課長の胸部を突くような恰好をしながらなお抗議を続けてやまず、ついに午前一〇時二分頃仙台郵政局郵務部 P17課長補佐がこれをみかねて「課長のいうとおり仕事をしなさい。」と命じたと ころ、同課長補佐に対して「おめえ、何もわからないで余計なこというな。」とい つて詰め寄るなどして約一二分間にわたつて上司の職務上の命令に反抗した。 (二) 原告P1は、同日午前一〇時三分頃同事務室において、原告P2とP6局長ら との応酬をみているうちに、P9、P5とともに同局長及びP12会計長を室外に出そうと企て、同局長に対して「局長 理由もわからないで余計な口出しをするな。局 長がいると職場が混乱するので出て行け。」と申し向けたうえ、原告P1において手 のひらを局長の胸の付近にあてて強く押し、ついで同原告のすぐ脇にいたP9、及び P5においてP6局長及びP12会計長に対して「局長出ていけ。局長出ていけ。」と いつて室外に押し出すべく同人らを交互にぐんぐん押し、同局長が押されながらも「暴力をするのか。」と二、三度制止したが、これにかまわず「暴力ではない。局 長こそうるさいから出て行つてくれ。」と申し向けながら同一〇時六分頃までなおも押し続けてやまず、同局長が右手を机にあててささえながら体を捩つて押される のをはねかえすのがやつとであり、またP12会計長も同様ずるずる押され、ついに右足のスリツパが抜けてとびなどして危ふく顛倒するところであつたが、以上のよ うにして約三分ほしいままに勤務を離脱し、P6局長及びP12会計長の職務の執行を 妨害した。

一右(一)及び(二)のとおり認められ、前顕甲第二二号証の記載、原告 P 1の本人 尋問の結果中右認定に沿わない部分は採用しがたく、他に右認定を左右すべき証拠 はない。

四 非違行為該当性

右三の認定事実によれば、原告P1について懲戒処分事由1、2の(二)、(三)、5の(六)から(八)までの各所為は国家公務員法八二条一号、三号に該当し、同3の(一)、(四)、4の(一)から(三)まで、4の(四)の後段、5の(一)から(五)まで、6、7の(一)、(二)、8の(二)の各所為は同条各号に該当し、原告P2について同1、2の(一)、(三)、5の(七)、(八)の各所為は同条一号、三号に該当し、同3の(一)から(四)まで、4の(一)から(三)まで、4の(四)の前段、8の(一)の各所為は同条各号に該当する非違行為と解すべきである。

原告らは右三の各所為について次のとおりその非違行為性を争うので、以下考察 する。

1 P4郵便課長が昭和四二年一二月一日郵便外勤事務室において外務員多数が「団結全逓」と表示された腕章を着用して勤務に服しているのを見咎めて同人らに対し右腕章の取り外しを命じていた際、原告P2が勤務外でありながらその場に臨み同課長の右職務に容喙し、同原告が勤務外に属する故をもつて、同課長、P6局長及びP12会計長からそれぞれ退去を命ぜられたのにこれに従わず、かえつて同局長に対して「局長こそ出て行け。」と暴言を浴びせるなどして、P4課長の右職務執行を妨害したことは、前記懲戒処分事由2、(一)に認定したとおりである。

原告らは、右認定事実について、腕章取り外しの命令が違法であるとし、したがつてこれに対して抗議し、かつ、右の違法を確認する措置を講ずることは正当であると主張する。しかしながら、懲戒処分事由2、(一)にかかる原告P2の所為の非違性は、同原告がP4課長の職務に容喙したこと自体にあるのではなく、むしろその際同原告が勤務外の者であることを理由に退去を求められたのにこれに従わなかつたし、かえつて退去を命じたP6局長に対して「局長こそ出て行け。」と暴言を浴びせたことにあると解されるから、腕章取り外し命令の適否如何は同原告の右非違性に消長を及ぼすものではありえない。原告の右主張は採用しがたい。

なお、右の腕章着用は郵政事業職員で全逓の組合員たる者の組合活動の領域に属する団体行動であるところ、職員がその勤務時間中において右のような組合活動に

従事することは、職員の職務に専念すべき義務(国家公務員法一〇一条一項参照)に違背するものと解されるから、郵政省就業規則二七条本文の「職員は、勤務時間中に組合活動を行なつてはならない。」とする規定を俟つまでもなく、これを違法とすべきである。右腕章取り外し命令は相当といわなければならない。2 前記三、2、(二)について、原告らは、P4郵便課長が他日振替をしないで年休不承認をしたのは許されず、この問題について団交を申し入れるのは当然であり、このとき同課長が執務していても業務を妨害したことにはならないと主張する。

本件において、前同証拠によれば、一二月一日に四人が休暇をとつたことにより 欠区が三つも生じたあとであり、同月二日については原告P2とP18を含めて合計五 名の休暇申請があつたが、同原告及びP5の両名を除く三名に対してはすでに承認ず みであり、要員配置を検討した結果、右の両名についてその申請どおり休暇を承認 するときは、郵便業務の正常な運営を妨げるおそれがあつたので、P4課長は右両名 の申請を不承認とし、その旨を両名に告げるにいたつたことが認められるし、後記 認定のとおり、当時いわゆる三六協定については無協定状態で推移し、他方全逓大船渡郵便分会は電撃的、効果的物溜め戦術を展開して、P7委員長指導のもとに年休をできるかぎり沢山とつていたのであるから、大船渡郵便局管理者たるP4課長が右の戦術により郵便物の遅配、欠配が生ずる事態を憂慮してその対策に腐心し、這般の事情を勘案しつつ業務運行上の支障の有無を検討した結果、右両名の申請にかる休暇を承認しないとしたことは、これを推認するに難くない。右はもとより適会な時季変更権の行使に当るというべく、そしていわゆる他日振替をしなかつた点については、右のような背景的事情のない他の時季に与えられるとの黙示の意思表示を含む不承認であることを原告らにおいて容易に諒知することができた筈であるい。 P4郵便課長の右不承認措置は、同課職員の休暇制度本来の利用の意向を十分掬んで従前の取扱例によったまでのものというべきでり、これをもつて前記協定ないし付属覚書の協約に違反するとみるのはあたらない。

そして、かりに原告らのいうような協約違反の疑いがあるとして、当のP4郵便課長に対して話合いを求める場合においても、その手順及び方法についてはおのずから言論をもつてする平和的説得ないし対話の限界があることはいうまでもない。ところが、原告P1は、右話合いを求めるとして、P7、P5のほか約一〇名の同課外ず中であることを理由にして右要求を拒絶したにもかかわらず、なおも右集団の威力を背景にして執拗に右要求をりかえし、そこで同課長及びP6局長から再三にわたって退去命令が発せられたが、これに従わず、約三〇分間に及んで同課長の職務の執行を妨害したことが前記三、2、(二)の認定によつて明らかである。そうすると、同原告の右所為は、P4課長において話合いに応じなかつたことが不当であるからといって、これを正当化するものではないというべきである。原告らの右主張は理由がない。

3 前記三、3、(一)について、原告らは、組合と当局との交渉及びいわゆる窓口交渉並びにこれら交渉の申入れは勤務時間中になされるのが慣例であつたから、 勤務時間中の原告P1のP4課長に対する交渉の申入れは非難されるべきものではないと主張する。

でいるがら、前記認定によれば、原告P1がP4郵便課長の指揮のもとでその職務に服している状況下において、同じく勤務時間中の同課職員P8、P5ら数名のほか右勤務外のP7と共同して同課長を取り囲んだうえ、同課長に対して「昨夜の件団でしよう。」といつて話合いを求めたことが明らかであるが、組合と当局間の団体交渉ないし話合い自体はもとより、そのような交渉、話合いを求めて組合側があるいを求めて組合活動の領域に属する行為であつて、勤務時間中のとは組合活動の領域に属する行為であつて、動務時間中のとははかならないから、その職員は当然にこれをなしうるものではなく、上司の許にほかなられたうえで組合活動に従事し得るというべきところ、原告P1においてP4課長の高いないのはないのではなく、上司の許しにを対したの事でないではいての事務外のP7が同旨の申入れを合いでは同日の論でない。したがつて、同原告は右の許可なくして前示話といで対しては同日の論でない。したがつて、同原告は右の許可ながにある状況である組合活動に従事したことによりほしいままにその勤務を離脱したの申入れを対して対して、同原告を含めて、が同課長を取り囲み、多衆の勢威を恃んで、P7に対しない。しかも、郵便外勤事務室における職務執行のさなかにある状況であるよいのよりはない。同により明らかであるから、その申入れの手順・方式の尋常ならざることは、かのいわゆる大衆団交ないし吊し上げ方式をがいた。

4 前記三、3、(二)について、原告らは、P4課長がP13及びP24両名の組合員に対し暴力行為に及んだので、組合員らがこれに対して抗議するのは当然であると主張する。

しかしながら、前記三、3、(二)の認定事実に原本の存在及びその成立につき争いのない甲第九号証の記載、証人P24、P4の各証言をあわせると、P4郵便課長は、当日午後一時過ぎ郵便外勤事務室において、原告P2がP9、P22、P10ほか郵便外勤員約一〇名と共同してP11管理課長に対して大声で「侮辱するのか」「謝れ」などとまくしたてながらそれぞれ両肘を腕組みしたまま左右交互前方に激しく動かして同課長を押して行き、かつ、その胸部及び腹部を押し又は小突くなどして集団暴力を加えていた際、P24ら数名の者が同事務室における右の騒ぎを聞きつ

け、一団となつて無断で同事務室内にはいり込もうとするや、右一団の闖入を阻止すべく急拠入口に赴くなり右一団の先頭に立つP24と衝突したことが認められ、前掲甲第一一号、原本の存在及びその成立につき争いのない甲第六号証、弁論の全国により真正に成立したと認める甲第二八号証の一〇の一、二の各記載、証人P19の証言中右認定に反し、原告らの主張にそう部分は、原本の存在及びその成立につき争いのない甲第八号証、弁論の全趣旨により真正に成立したと認める甲第二八号証の一四の各記載に対比してにわかに措信しがたく、原告らの主張に照応する証人P23の証言によつても原告らの右主張事実を肯認するに足りず、ほかに証拠はみあたらないから、原告の右主張は採用しがたい。

5 前記三、4、(一)について、原告らは、全逓と郵政省間において作業開始前 五分程度の更衣時間を認める旨の確認がなされており、かつ、大船渡局においては 慣行として一〇分程度の更衣時間が認められていたにもかかわらず、P4課長がこれ を無視したので抗議したにすぎないと主張する。

しかしながら、全逓と当局間の確認事項なるものは、成立に争いのない甲第二八号証の六五の記載によれば、全逓中央本部中央執行委員長の指導文書中においって被服着用時間としては当局に認められなかつたが、しま終的にも五分以りでも五分以りでも五分以りでも五分以りでも五分以りでも五分以りでも五分以りでも五分以りである。」という運用上の指導をはいう省側回答があるいる。」という運用上の指導をはいるとは、本意にやった場合は、ただこの省側回答のするとがあるからと記載された部分を指置を適用しない。とが記載された部分を指置を適用しない。とが認められるものである。」と記載された部分を指置を適用してある。」というにとがのおりないのものであるとがおいるとがであるというにとが明らかである。」というにというにあるというにはおいるとを情認をあるというにはいるというにおいて、自己において、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対して、自己に対しては対し、自己に対して、自己に対しては対しては、自己に対しては対し、自己に対しては、自己に対しては、自己に対しては、自己に対しては、自己に対しては、自己に対しては、自己に対して、自己に対し、自己に対して、自己に対して、自己に対し、自己に対し、自己に対し、自己に対して、自己に対し、自己に

1 前掲甲第四号証、第二二号証、乙第三八号証の一、第四二号証の一、原本の存在及びその成立につき争いのない甲第一号証、第二号証、第五号証、成立に争いのない甲第三七号証、乙第九一号証の各記載、証人P33、P11、P34、P35、P7、P36の各証言、原告P1、P2の各本人尋問の結果及び弁論の全趣旨を総合すると、つぎのとおり認めることができる。

臨むことを決定し、大船渡郵便局については、特に同地区本部委員長P7がオルグに 出向き、分会交渉における確立を中心に指導にあたつた。そこで原告P1を分会長と する大船渡郵便分会においては、右の上部方針に従いいわゆる年末闘争に入るに際 して「電撃的、速効的物だめ」作戦を展開するため、たとえば、腕章・リボン闘争 を行なう、できるだけ年休を多くとる、業務規制をきちんとする、協約を完全に守 る、管理者が職員についてその出勤時刻、集配出発時刻、退庁時刻、持ち戻り郵便 物の数、作業の状況、勤務状況を正確に把握し記録するというようなことは抑圧労 務管理にほかならないからこれを排除する、分会の中で管理者と対等に話し合える 職場交渉権、職場団交権を確立する等の具体的な戦術を決定した。全逓の右の闘争 方針及び戦術の採用に対し、大船渡郵便局において、当局は、組合がいわゆる「集 「休暇戦術」「電撃的物だめ」等を現実に行なうものと判断し、局長以下 の管理者のほか仙台郵政局から派遣された同局貯金部管理課長を同局郵便外勤事務 室等に配置して、郵便外勤員等に対する業務上の指導、作業状態の把握を適確に行 全等に配置して、野侯が勤貞寺に対する未務工の指導、作業状態の記憶を題牒に行ない、オルグ等が勤務時間中事務室に出入し、滞留すること並びに、勤務に関係のない職員で、他の事務室に勤務する者、または休日、休暇、休憩時間中の者らが勤務上の必要がないのに事務室等に出入りすることを排除し規制する方針をとつた。 右のような情勢のもとで、全逓はその呼号する年末闘争に突入し、大船渡郵便局においても、その闘争を果敢に展開し始めた。すなわち、同年一二月一日朝同郵便 局通用口に全逓の組合旗がぶらさげられ、原告P2がP13、P16らとともにガリ版刷 りの俗称「お早うニユース」を配布し、P7岩手地区委員長が手に鞄を提げて会議室 に入り、ついで郵便外勤事務室に入つてオルグ活動を始めた。P6局長はこれを見て ただちにP12会計長に「P7委員長がオルグに来ている。」旨を告げ、同会計長が午 前八時三〇分の始業ベルを鳴らすなり同人とともに郵便外勤事務室にいたり、P7に 対し「委員長 郵便外勤室からただちに退去してください。オルグの入局は認めません。」といつて退去を求め、これに応じようとしない同人に対し、P12会計長、 ついでP4課長と交交退去命令をくりかえしたが、P7は再三にわたる右退去命令を 無視して「せつかく来たのだから、ひと言挨拶して行きたい。」などといつて同事 務室内に徘徊し、午前八時五〇分頃外勤員約二〇名に対し大声で「皆さん 一分間集まつてくれ。」といつた。しかし、誰も集まらなかつたので、P6局長がすかさず「組合活動は認めません。」といつて退去をさらに求めたが、やはりこれには従わず、やがてP7は、同事務室内の郵便外勤員に向け大声で「今年の年末闘争は腰をするでがだめ」でする。 えて物だめしてくれ。この大船渡局は二万通位ためてくれ。これは委員長の指示で ある。」と呼びかけた。そこでP12会計長が「委員長 何を指導するか。重大問題 である。今の発言は明確に記録しておく。」と発言し、P4課長も郵便外勤員に向つ て「課長として職員に伝える。今の委員長の指示は重大問題である。絶対に応じて はいけない。官の対策は今晩たてる。」と告げ、局長も「委員長 これは重大なことなのではつきり確認したい。委員長 いつたんだな。君の指示だというから責任持つんだな。」と念を押したところ、P7は「当り前だ。当然だ。俺は委員長だ。」 と切り返した。なおP5は、局長がP7に対して当初退去命令を告げた際、局長に対 お前こそ邪魔だ。」「うるさい。出て行け。」などと暴言を浴びせ た。かように認めることができ、右認定に反する証拠はさらにない。

ところで、全逓の右年末闘争が全国的規模においては同年一二月一日に始まり五日をもつて終つたのであるが(このことは当事者間に争いがない。)、原告らの本件非違行為は、右年末闘争中の一二月一日から四日までの二〇件を中に挿んで一件が同年一月二四日に、五件が同年一二月二四日から二六日までに発生し、いずれも大船渡郵便局における全逓の年末闘争及びその前後の戦術展開のなかで輩出した所為であり、系譜的に同工異曲の関連性を有することが前記認定によってうか論のも、かも、前掲乙第三八号証の一の記載、証人P6、P12の各証言及び弁論の名をあわせると、P6局長が昭和四二年七月二一日に大船渡郵便局に着任し、対した時に局内にいた職員に対し挨拶まわりをすませて局長室にいたところ、郵便外り開けてはいるなり同局長に対して「おい」こんど来た局長お前か。見たことないないるよりの発揮といい、また次の二二日に同局長が局内を巡回し、郵便外勤事務室によいの発揮といい、また次の二二日に同局長が局内を巡回し、郵便外勤事務室において郵便業務の運行状況をみていた際、当時まだ郵便課長が着任していない職員に対して「郵便課長が不在だから、お前が代行して指示をしろ。」と差しが会計長に対して「郵便課長が不在だから、お前が代行して指示をしろ。」と差し

出がましくいいつけるのをみて、同局長が郵便外務主事に対して「郵便業務のわからない庶務会計長に代つて指導するよう」に指示しても、これに従わない同主事の 抵抗ぶりといい、さらに二、三日経過後ようやくあらたに郵便課長が着任したが いわゆる土地勘の全くない新課長であるとみてとるや、郵便外勤員が一人一人新任 課長に対して「この郵便物はどこに持つていくんだ。」とことさらに指示を求め、 これによりいたずらに新任課長をしてその返答に窮せしめて快を貧るが如き児戯に 堕した意地悪さといい、いずれも聞きしに勝る異様さに、着任したばかりのP6局長 ははやくも前途多難なる人事労務対策を痛切に思い知されたし、また、P12会計長が同年八月一六日に大船渡郵便局に庶務会計長として着任して、職員に挨拶してまわった際、郵便外勤事務室においては、P37が「お前が会計長か。ほうあつはつ は。」と哄笑し、これに同じて他の郵便外勤員もいつせいに同会計長の着任挨拶を 笑い飛ばし、郵便内勤事務室においては、書留関係を取り扱う特殊室の前に立ち挨 拶をしようとしたところ、P10が「はいるな。はいるな。ここには用事のない者は はいつちやいかん。」と語気荒荒しく同会計長の挨拶を遮つて外へ出てしまい、ま た数日後に同会計長が庶務会計室の自席で執務していたところ、郵便課所属の外勤員 P9がやつてきて同会計長に対して「お前 いつから非常勤にきたんだ。」と嫌がらせをするなどして、当時大船渡局における全逓の組合員で右のような心なき者ど もは競うようにして新たに着任してきた管理者に対し野卑にして粗暴な不躾ぶりを 振舞つて意気がり、その夜郎自大は目に余るものがあつたことが認められ、右認定 をくつがえすに足りる証拠もないから、大船渡郵便局においては、原告らの本件非 違行為が輩出する素地が前記年末闘争よりも以前からすでに醸成されていたとみる ことができる。

以上の認定に前記三に掲げる各所為の態様及び状況を考えあわせると、原告らの本件非違行為は、もとより全逓の正当な組合活動の展開に際し派生した偶発的所為ではなく、原告両名及びその他のいわゆる組合活動家の意識構造に支えられ、これに胚胎する意図的計画的所産でおよそ労働組合の正当な行為とはかかわりのないものというべきである。したがつて、原告らの本件非違行為の原因及び動機において情状酌量の余地はないといわなければならない。

情、からない。というではない。 でで理求きもおい、はないことでは、 ないままに、 の余地はないでは、 にいったとおい、はいいでは、 にいった、 にいった。 にいった、 にいった、 にいった、 にいった、 にいった、 にいった。 にいった、 にいった。 にい。 にい。 にいった。 にい。

3 原告らの経歴についてみるに、前記一のとおりであるほか、原告P1、P2の各本人尋問の結果に弁論の全趣旨をあわせると、原告P1は、昭和三六年一〇月以降大船渡郵便局主任(郵便局組織規程改正により昭和三八年七月に同郵便局郵便課主任)の地位にあつたが、全逓においては、気仙地方支部に所属し、昭和三七年一〇月に大船渡分会書記長、昭和三九年八月に同支部執行委員、昭和四二年七月に大船渡郵便分会長にそれぞれ選出され、本件所属当時右分会長の地位にあつたところ、懲戒処分として、昭和三一年二月に一か月本俸の一〇分の一の減給、昭和三九年七月に停職六月の各処分歴を有すること、及び原告P2は、全逓においては、同地方支部に所属し、昭和三八年七月に大船渡分会副分会長、昭和四一年八月に大船渡郵便分会長、昭和四二年七月に同分会副分会長にそれぞれ選出され、本件所属当時右副分会長の地位にあつたことが認められる。

原告らは、郵政事業職員として及び全逓組合員としてそれぞれ右のとおりの職務 歴及び役職歴を有するにもかかわらず、本件非違行為を執拗にくりかえし、しかも 主導的役割を演じてこれを敢行したことが前記認定により明らかであるから、その非違性は顕著であり、情状は重いとみるべきである。

右1から3までにみたとおりであるから、被告郵政大臣が原告らに対する懲戒権者として前記三に掲げる非違行為にもとづいて原告両名に対しそれぞれ免職する旨の辞令を交付してした本件懲戒免職処分は、その処分の選択において合理性があるものとして、これを是認すべきものと解するのが相当である。

原告らは懲戒権の濫用を主張するけれども、本件懲戒免職処分が懲戒権者たる被告郵政大臣の裁量の範囲内にあるものとしてその効力を是認すべきものであることは右に述べたとおりであるから、原告らの主張は理由がない。また原告らは不当労働行為該当の瑕疵を主張するが、本件非違行為がいずれも労働組合の正当な行為たりえないものであることは前記三の認定により明らかであるから、右主張もまた採用のかぎりでない。

六 結び

以上によれば、本件懲戒免職処分はいずれも相当としてその効力を是認すべきものであるから、右処分の取消しを求める原告らの被告郵政大臣に対する請求、及び右処分が無効であることを前提として原告らが郵政事業職員の地位を有することの確認を求める原告らの被告国に対する請求は理由がない。

よつて、原告らの本訴請求はいずれも失当として棄却し、訴訟費用の負担につき 民訴法八九条、九三条を適用して主文のとおり判決する。

(裁判官 中川幹郎 仙田富士男 大喜多啓光)